

資料編

資料編

1 町田市の基本データ

(1) 町田市の概況

南多摩保健医療圏と町田市

町田市は、東京都多摩地域の南部に位置し、神奈川県へ半島状に入りこんだ形状の丘陵都市です。東京都心から 30～40km、横浜中心部から 20～30km 圏に位置しています。市域は、北部で八王子市、多摩市と隣接していますが、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっています。

東京都は、『東京都保健医療計画(平成 30 年 3 月改定)』において、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の市町村を単位とする二次保健医療圏を設定しています。町田市は、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属しています。

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスを提供する単位となっています。

町田市は、「南多摩保健医療圏」にあって、一次保健医療圏として、町田市民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、市民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって、総合的に、かつ、継続的に提供しています。

南多摩保健医療圏及び医療機関
相互の連携が強い近隣市



(2)医療資源の状況

①医療施設数

町田市の医療施設は、2022年度では病院が20施設、診療所が344施設、歯科診療所が238施設で、2019年度と比較して、病院は1施設増加、診療所は3施設増加、歯科診療所は、5施設増加となっています。

表①-1 市内医療施設数

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
施設数(施設)	1,126	1,141	1,153	1,155
病院	19	20	20	20
診療所	341	338	342	344
歯科診療所	233	237	240	238
助産所	4	6	7	7
施術所	355	362	365	366
薬局	174	178	179	180

資料:町田市

②救急医療

表②-1 夜間や休日等の町田市の救急医療体制

区分	施設形態	診療科目・開設数 (1日あたり)	診療日	診療時間
救急病院による 休日救急診療	輪番	内科系1か所 外科系2か所	日曜・祝日・年末年始	午前9時～翌日午前9時
救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	輪番	内科系1か所	平日(年末年始除く)	午後7時～翌日午前8時
			土曜日(祝日・年末年始除く)	午後1時～翌日午前8時
当番医による 休日急病診療	輪番	内科系3か所	日曜・祝日・年末年始	午前9時～午後5時
休日・準夜急患 こどもクリニック	固定	小児科1か所	日中帯	日曜・祝日・年末年始
			準夜帯	365日
休日応急 歯科診療所	固定	歯科1か所	日曜・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

表②-2 休祝日、夜間等救急診療施設数等(輪番制)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療機関数 (件)	救急病院による 休日救急診療	219	228	216	216	216
	救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	292	290	293	293	293
	当番医による 休日急病診療	219	228	216	211	214
患者数 (人)	救急病院による 休日救急診療	8,370	7,583	4,668	4,669	4,553
	救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	3,432	3,297	2,242	2,294	2,415
	当番医による 休日急病診療	6,432	6,262	2,442	3,079	4,359

表②-3 休日・準夜急患こどもクリニックでの診療状況

(単位:人)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
患者数	日中帯	4,629	4,251	1,027	1,598	1,848
	準夜帯	5,378	5,109	1,450	2,270	2,527
	合計	10,007	9,360	2,477	3,868	4,375
二次救急医療機関 紹介人数	日中帯	68	64	37	37	24
	準夜帯	168	143	36	62	69
	合計	236	207	73	99	93

表②-1~3 資料:町田市

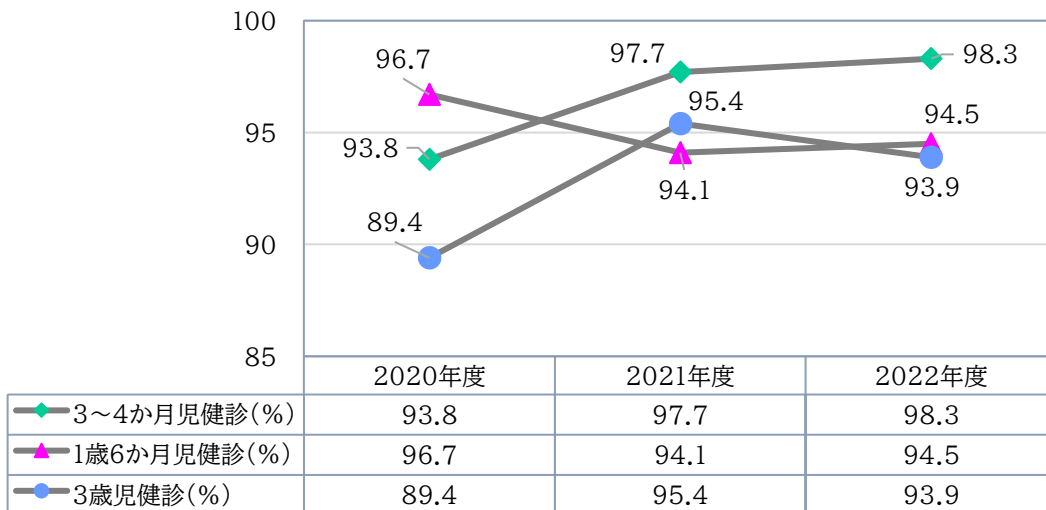
(3)保健医療の状況

①-1 母子保健

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施しています。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、同時に歯科健康診査も実施しています。

また、妊産婦とその夫を対象とした「プレママ・パパクラス(母親・両親学級)」や、多胎児を育てている親とこれから多胎児を出産予定の親を対象とした「多胎児の会」を実施しています。その他、母子の健康を守ることを目的に、乳幼児の「身長・体重測定」、「保育相談、栄養相談」と「産後の母体の相談」、「歯と口腔の相談」等を定期的に行っています。

グラフ①-1 乳幼児健康診査受診率の推移



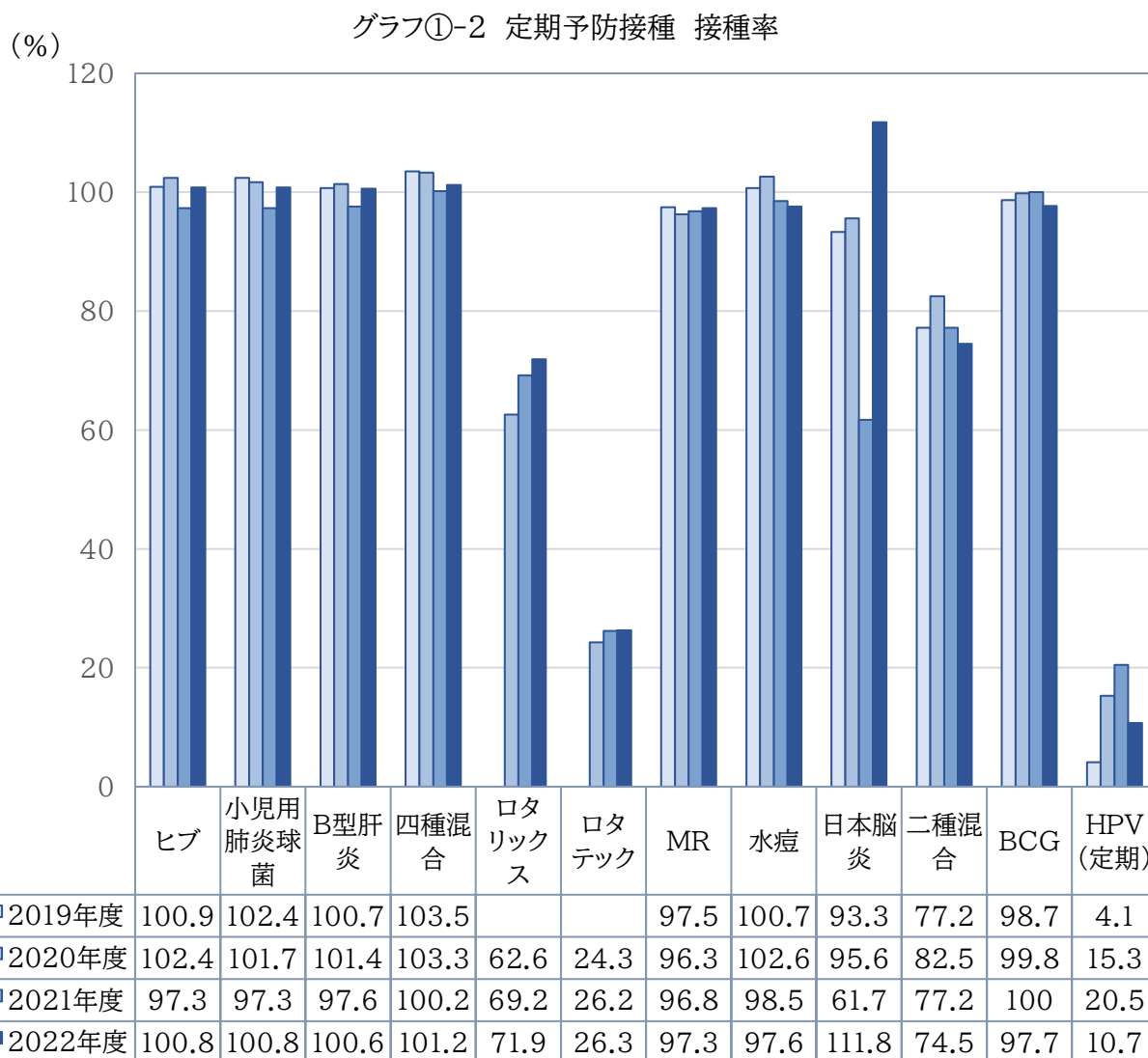
資料:町田市

〈町田市母子保健包括支援サービス〉

時 期	事業名	内容
妊娠したら	妊娠	しっかりサポート面接
		妊婦歯科口腔健康診査
		そらまめの会 (多胎児の会)
		プレママ・パパクラス
赤ちゃんが生まれたら	出産	こんにちは赤ちゃん訪問
		新生児聴覚検査
	生後1か月	産後ケア事業
	2か月	予防接種
	3か月	3～4か月児健診 (集団)
	4か月	離乳食講習会(予約制)
	5か月	
	6か月	6～7か月児健診 (個別)
		}
	9か月	9～10か月児健診 (個別)
		}
	1歳6か月	1歳6か月児健診・歯科 健診
		幼児食講習会(予約制)
	2歳	2歳児歯科健診(集団)
3歳	3歳児健診・歯科健診 (集団)	
その他	乳幼児・母性相談	生後2か月～就学前の児の身長・体重測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談など。
	母性保健相談・母乳育児相談	助産師による女性の体や母乳の相談、乳房マッサージ。

①-2 定期予防接種

予防接種法に基づき、生後3か月から7歳6か月未満の乳幼児や、小学生から高校生等を対象に、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施しています。



資料:町田市

② 健康づくり推進員活動

「自分の健康は自分で守り育てる」という意識の啓発と支援、みんなで支えあう健康づくりの推進、健康で楽しく暮らすことのできるまちづくりの推進を通じて、市民の健康づくり活動の推進を図っています。年間を通じたさまざまな活動を各地域において行っています。

表②-1 健康づくり推進員人数及び地区健康のつどいの状況

年度	地区別	健康づくり推進員人数	各団体での健康づくり活動実施回数	延べ参加者数	主な活動内容
2020	町田	51	26	6,426	町トレ(※) ポッチャ 健康チェック
	南	43			
	鶴川	35			
	忠生	28			
	小山	11			
	相原	15			
2021	町田	42	95	10,145	町トレ(※) ラジオ体操 ポッチャ グランドゴルフ
	南	39			
	鶴川	33			
	忠生	21			
	小山	11			
	相原	11			
2022	町田	42	176	13,824	町トレ(※) ラジオ体操 ポッチャ グランドゴルフ
	南	39			
	鶴川	31			
	忠生	32			
	小山	9			
	相原	12			

資料:町田市

※町トレとは、地域で定期的・継続的に介護予防に取り組むための町田市オリジナルのトレーニングです。体力に自信のある方から少し自信がない方まで、どなたでも行えます。

③ 精神保健

市では、保健師が面接及び電話による相談を随時受けています。未治療・医療中断や児童・高齢者虐待、思春期相談など専門的な相談が多くあります。

また、障がい福祉部門では、社会復帰や福祉サービスの活用に伴う相談を受けています。

表③-1 保健師による精神保健福祉相談・訪問指導状況(障がい福祉部門の件数を除く)

年度	精神保健福祉相談(訪問以外の面接・電話等)							
	内訳							
	延べ人員	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神保健
2020	4,878	99	142	114	0	413	405	3,705
2021	4,837	183	104	124	17	640	472	3,397
2022	4,251	127	53	151	44	366	354	3,213

年度	精神保健福祉相談(関係機関連絡等)							
	内訳							
	延べ人員	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神保健
2020	3,570	49	138	160	0	136	101	2,986
2021	4,024	117	76	72	14	445	115	3,185
2022	5,113	142	70	76	34	288	171	4,332

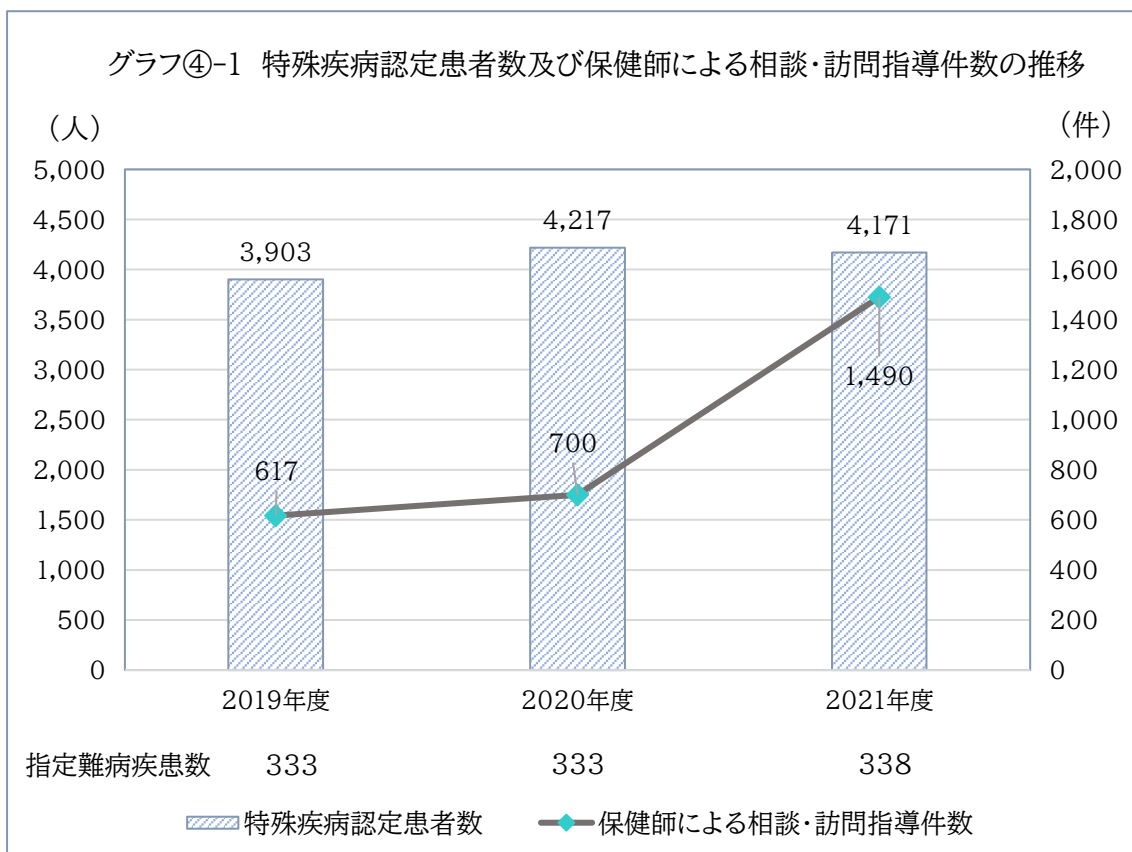
年度	精神保健福祉訪問指導								
	実人員	延べ人員	内訳						
			社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神保健
2020	611	949	11	16	44	0	73	73	732
2021	339	852	26	13	18	0	87	98	610
2022	476	911	14	41	6	11	93	52	694

資料:町田市

④ 難病

「難病」とは、その原因が不明であり、治療法が未確立で、希少かつ長期の療養生活が必要となり、患者や家族の心理的・経済的負担が非常に大きい疾病のことです。難病については、指定難病を対象に医療費助成を行っています。

市では、神経難病疾患を中心に保健師が家庭訪問や電話、面接により、難病療養患者や家族の方の療養上の問題や介護の不安などの相談を行っています。



資料:町田市

⑤ 歯科保健

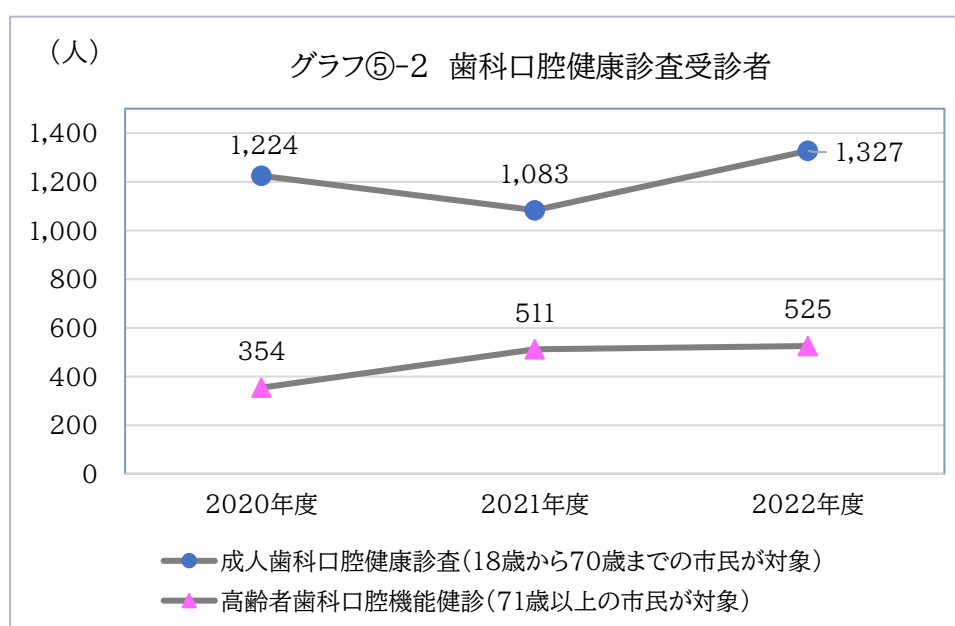
う蝕(むし歯)や歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的に歯科健康診査を実施しており、1歳6か月児と2歳児には歯質の強化を目的としたフッ素塗布等の予防処置を実施しています。

離乳食講習会後期や、保育園と連携した、子育て広場、園児むし歯予防教室等を通して歯科健康教育、歯ブラシ指導、歯科保健指導等を実施しています。

また、オーラルフレイル予防のための『ロトレ動画』を作成し、高齢者自主グループなどに出向き、高齢者歯科口腔機能健診の受診推奨とともに普及啓発を行っています。

表⑤-1 歯科健康教育等参加者数

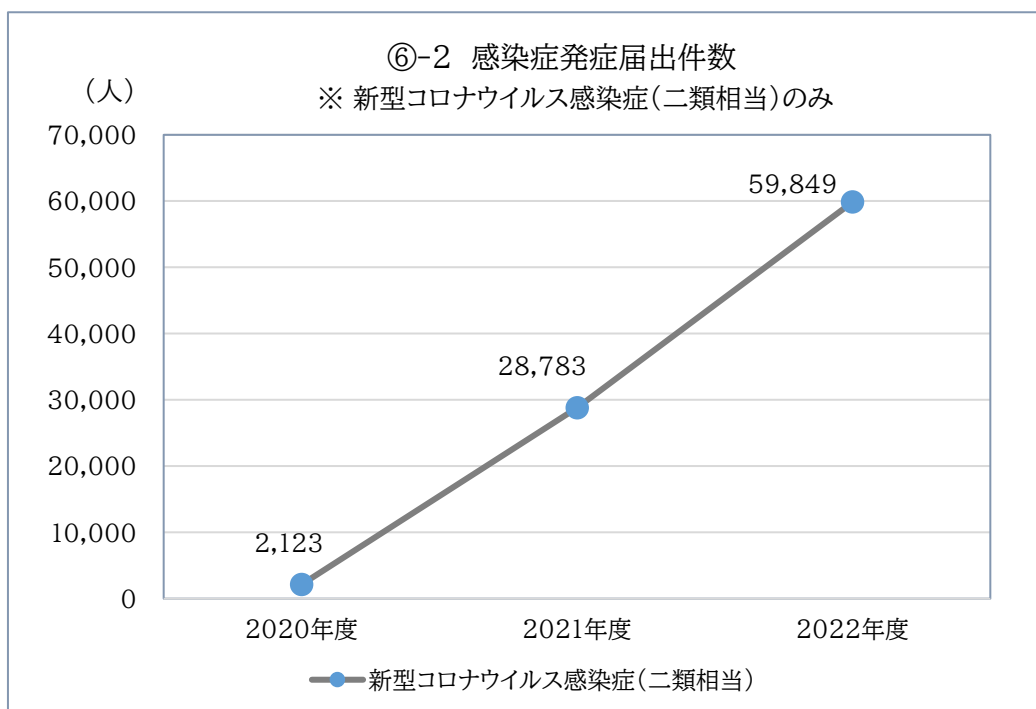
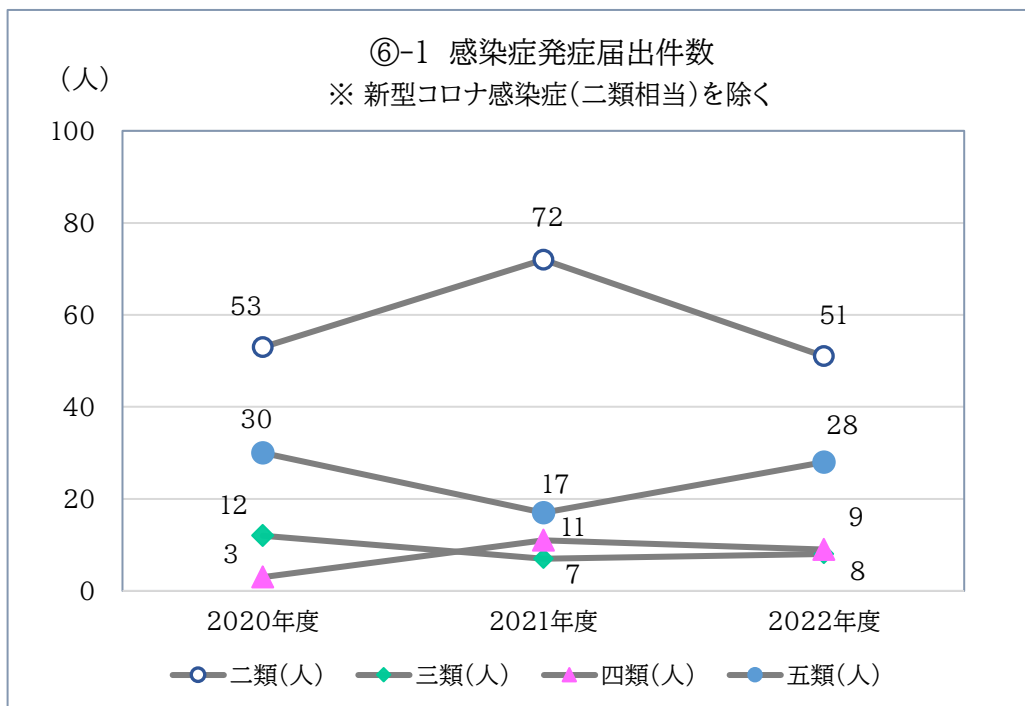
	2020年度	2021年度	2022年度
むし歯予防教室	58		
園児むし歯予防教室	2,861	2,584	3,755
小・中学校向け 歯科保健指導	114	140	120
子育てひろば 育児講座	61	83	41
離乳食講習会(後期)	88	120	119
プレママ・パパクラス	106	90	104
からだ測定会	20	13	65
障がい者歯科保健訪問指導	67	87	70
高齢者自主グループ 健康教育		122	90
ふれあい館 健康講座			243

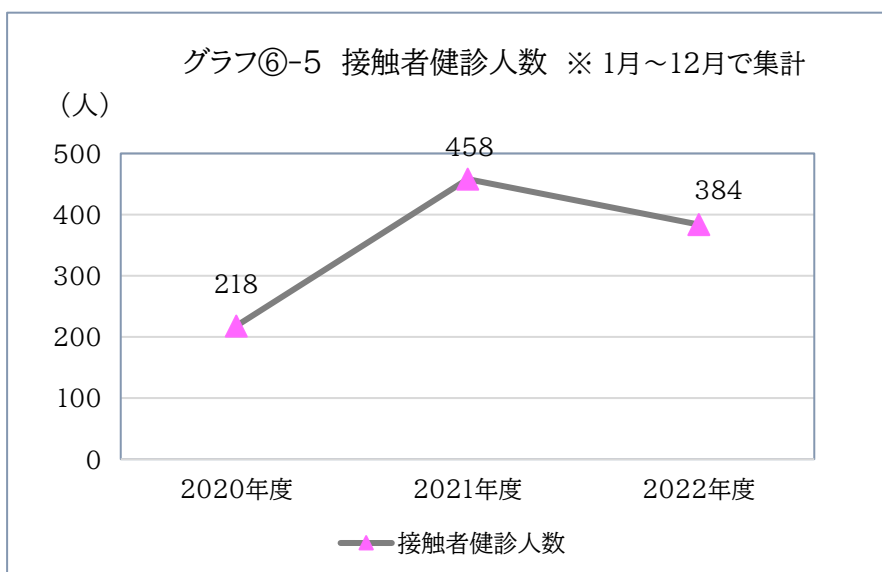
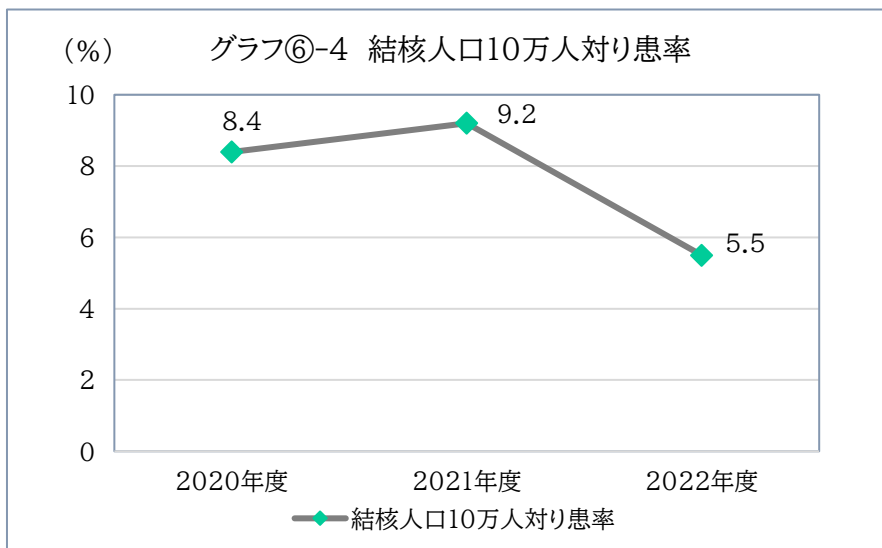
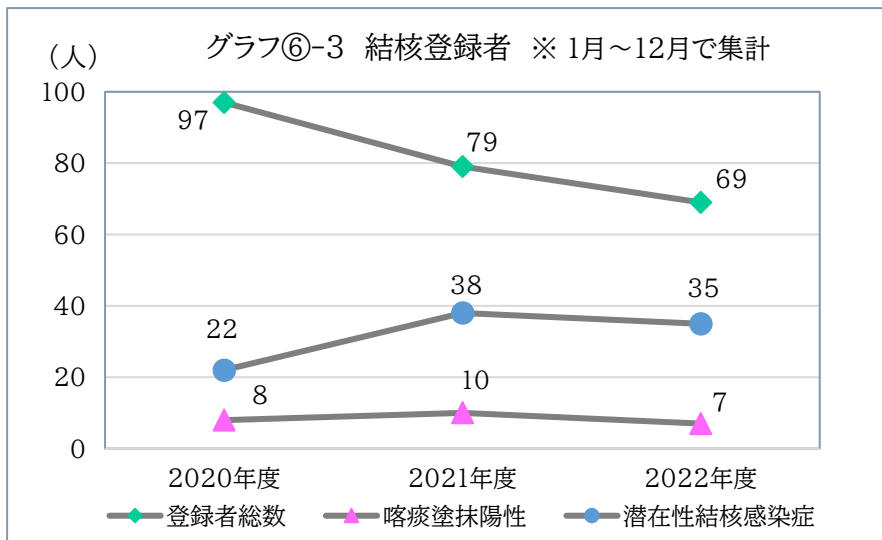


表⑤-1 グラフ⑤-2 資料:町田市

⑥ 感染症等

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の予防及びまん延防止のため、予防活動や発生時の調査・保健指導・健康診断等を行っています。





グラフ⑥-1～5 資料:町田市

2 町田市民の保健医療意識調査 調査結果(抜粋)

(1)概要

調査の目的	本計画の策定に向け、市民の健康や医療に対する意識、意見等を調査することにより、現状を把握し、新たな政策課題の抽出を行うこと。
調査対象	住民基本台帳をもとに無作為抽出した、市内在住の2022年4月1日時点で0歳から5歳までの未就学児の保護者1,000人、6歳から17歳までの青少年の保護者1,000人、18歳から79歳までの成人3,000人。
調査期間	2022年8月5日(金)～2022年8月31日(水)
調査方法	【配布】郵送 【回収】郵送、WEB

〈回収状況〉

区分	A	B	C	D	E	F	G
	配布数	郵送 回答数	WEB 回答数	総回答数 (B+C)	全体回収率 (D/A)	前回 回収率	前回比
成人(※)	3,000通	952通	392通	1,344通	44.8%	49.0%	▲4.2%
青少年保護者	1,000通	286通	298通	584通	58.4%	57.9%	+0.5%
未就学児保護者	1,000通	339通	279通	618通	61.8%	61.1%	+0.7%
総計	5,000通	1,577通	969通	2,546通	50.9%	55.0%	▲4.1%

(※)成人:2016年度調査時の配布数は1,500通。

(2)結果(抜粋)

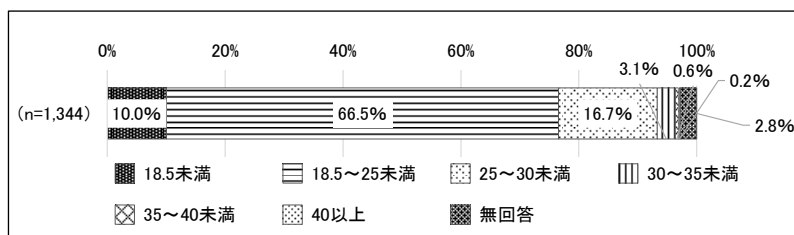
①調査結果の表示方法

- ・調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式の各項目の回答の合計を足し上げた場合、回答者数を上回るため、回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、回答すべき対象者の絞り込みを行っている場合には、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。
- ・選択肢の語句が長い場合、省略した表現を用いることがあります。
- ・特定の選択肢を選んだ方だけに質問するなどの質問の流れによっては、質問の回答者数が少なくなる場合があります。
- ・クロス集計の場合、縦軸では無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の回答を組み合わせて集計することで、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

②成人

ア. 身長と体重(BMI)

「18.5～25 未満(標準)」の割合が 66.5%と最も高く、次いで「25～30 未満(肥満1度)」が 16.7%、「18.5 未満(低体重)」が 10.0%となっています。



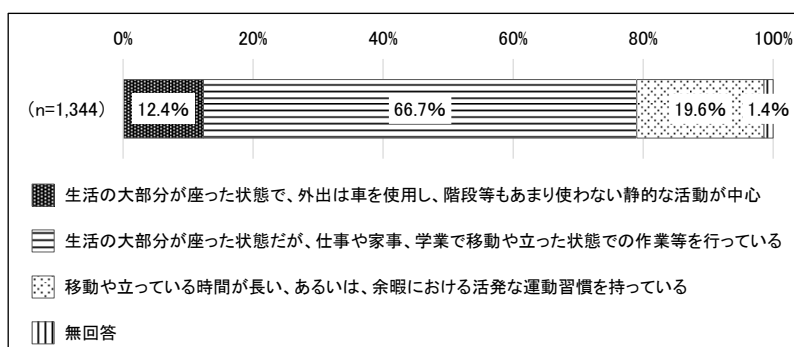
BMIとは、WHOで定めた肥満判定の国際基準です。
「体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))」で求められます。

18.5 未満	: 低体重
18.5 以上 25.0 未満	: 標準
25.0 以上 30.0 未満	: 肥満 1 度
30.0 以上 35.0 未満	: 肥満 2 度
35.0 以上 40.0 未満	: 肥満 3 度
40.0 以上	: 肥満 4 度

イ. 身体活動・運動

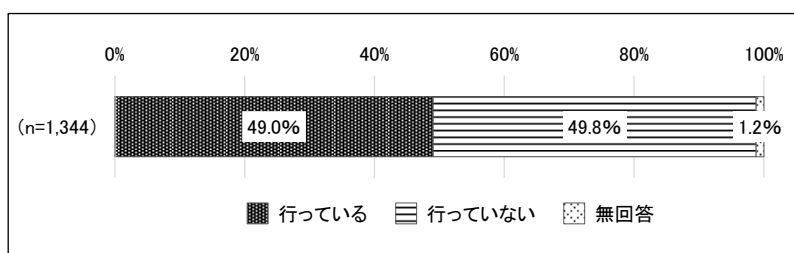
【普段の身体活動】

「生活の大部分が座った状態だが、仕事や家事、学業で移動や立った状態での作業等を行っている」の割合が 66.7%と最も高くなっています。



【健康のため意識的に身体活動・運動を行っているか】

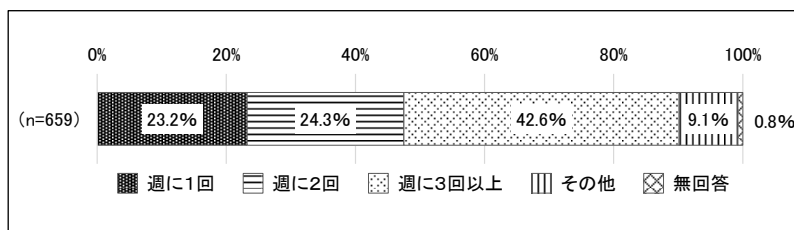
「行っていない」の割合が 49.8%となっています。



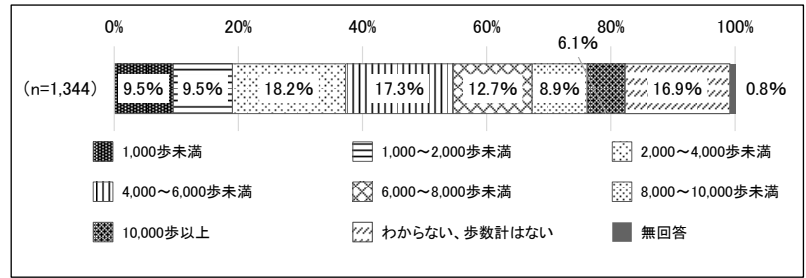
【週当たりの運動頻度】

「週に 3 回以上」の割合が 42.6%と最も高くなっています。

※健康のため意識的に身体活動・運動を行っている人に伺いました。



【1日あたりの歩数(平均)】
「2,000～4,000歩未満」の割合が最も高く18.2%で、次いで「4,000～6,000歩未満」が17.3%となっています。

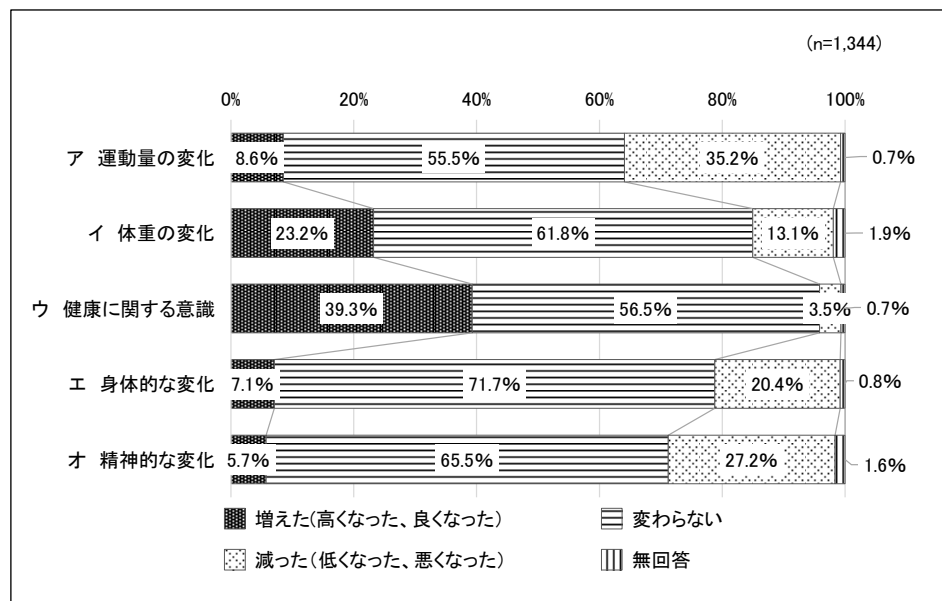


【コロナ禍による影響】

すべての項目で「変わらない」の割合が最も高くなっています。

個別の項目でみると、「良い」方の変化の割合が最も高いのは、「健康に関する意識」で「増えた(高くなった、良くなった)」が39.3%となっています。

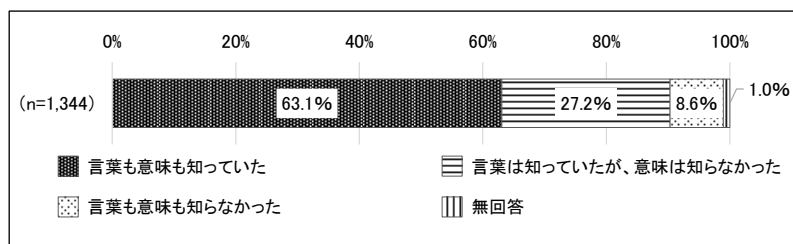
一方、「悪い」方の変化の割合が最も高いのは、「運動量の変化」で、「減った(低くなった、悪くなった)」が35.2%となっています。また、「精神的な変化」では「悪くなった」の割合は27.2%となっています。



ウ. 食生活

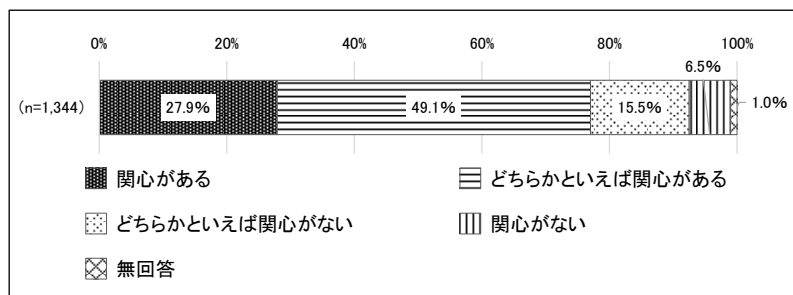
【「食育」という言葉やその意味を知っているか】

「言葉も意味も知っていた」の割合が 63.1%と最も高くなっています。



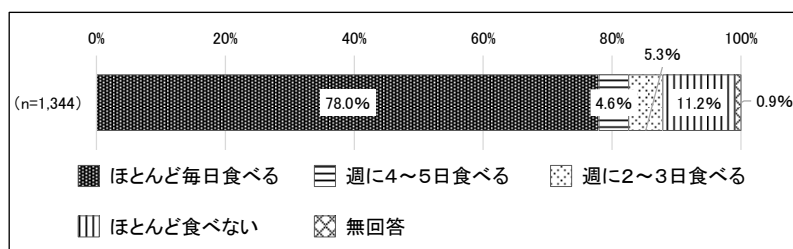
【食育への関心】

「どちらかといえば関心がある」の割合が 49.1%と最も高くなっています。



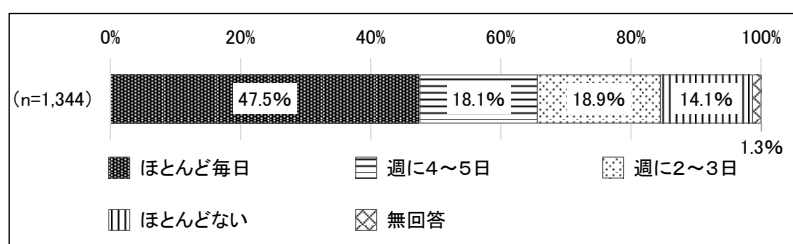
【朝食を食べるかどうか】

「ほとんど毎日食べる」の割合が 78.0%と最も高くなっています。



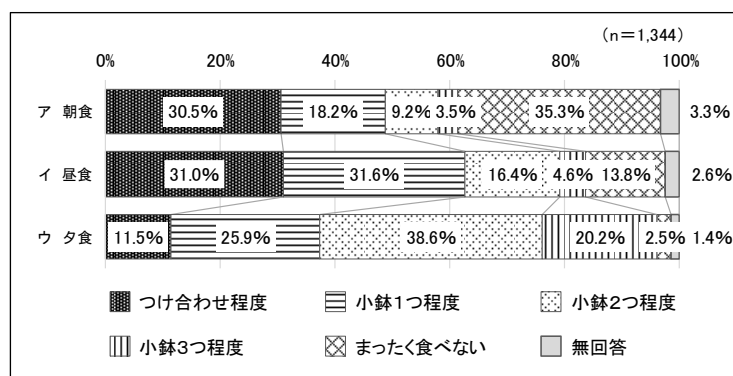
【主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度】

「ほとんど毎日」の割合が 47.5%と最も高くなっています。



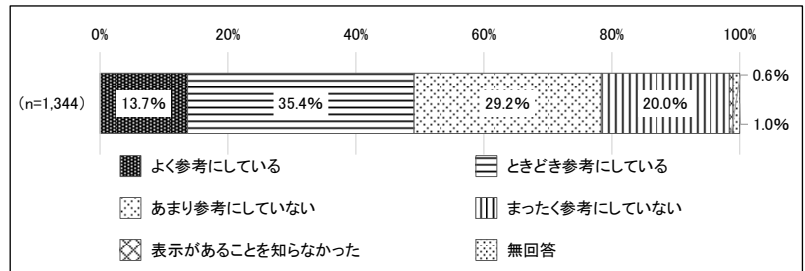
【普段の食事で野菜料理をどれくらい食べているか】

「まったく食べない」の割合は、朝食で最も高くなっています。野菜料理を最も多くとる食事は、「夕食」となっています。



【食品購入時の栄養成分表示の参考状況】

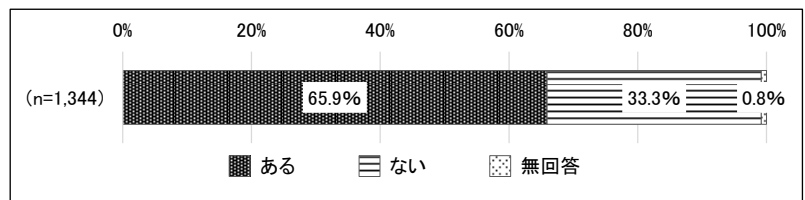
「ときどき参考になっている」の割合が 35.4%と最も高くなっています。



エ. こころの健康・休養

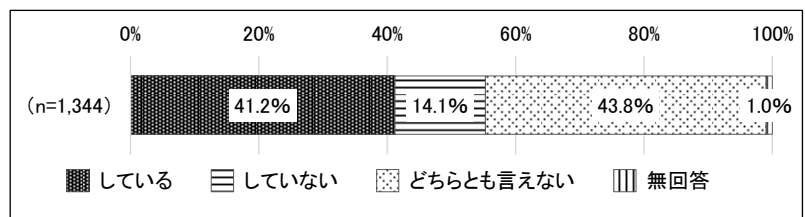
【日常生活で悩みやストレスの有無】

「ある」の割合が 65.9%と高くなっています。



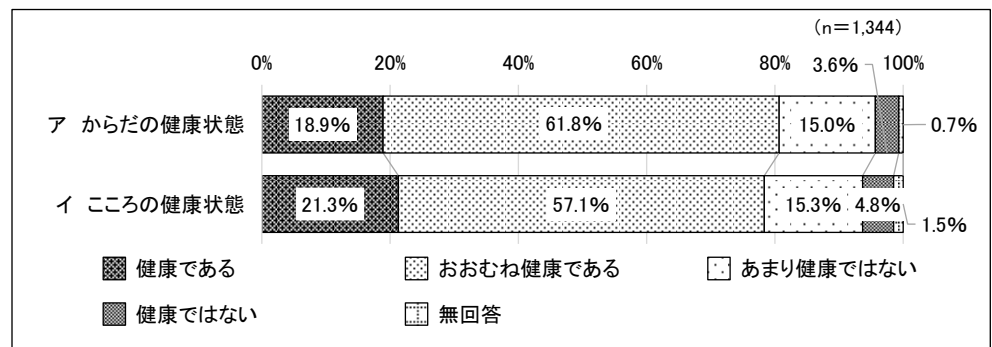
【ストレスを上手に解消しているか】

「どちらとも言えない」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「している」が 41.2%と高くなっています。



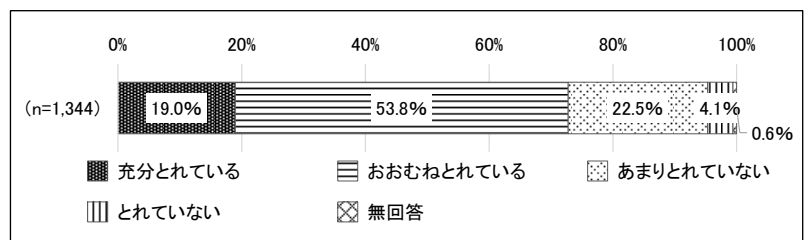
【からだ・こころの健康状態】

「おおむね健康である」の割合が最も高くなっています。



【睡眠で休養が充分とれているか】

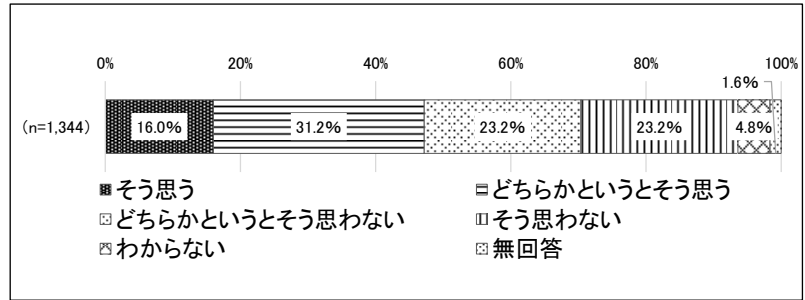
「おおむねとれている」の割合が 53.8%と最も高くなっています。



【誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか】

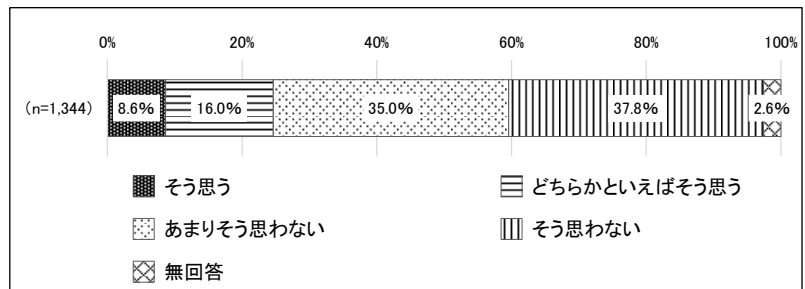
「どちらかというと思う」の割合が 31.2%と最も高くなっています。

なお、「そう思う」と「どちらかというと思う」の割合を合わせると 47.2%となっています。



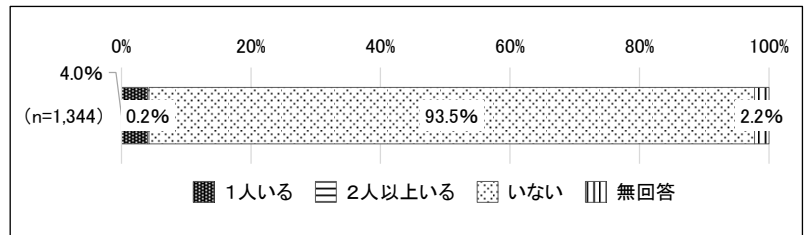
【自殺対策は自分自身に関わる問題と思うか】

「そう思わない」の割合が 37.8%と最も高くなっています。



【同居家族にひきこもりの方はいるかどうか】

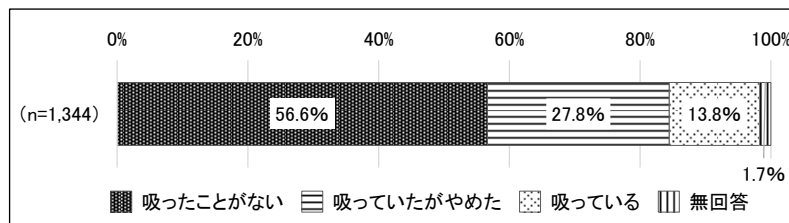
「いない」の割合が 93.5%となっています。



オ. たばことアルコール

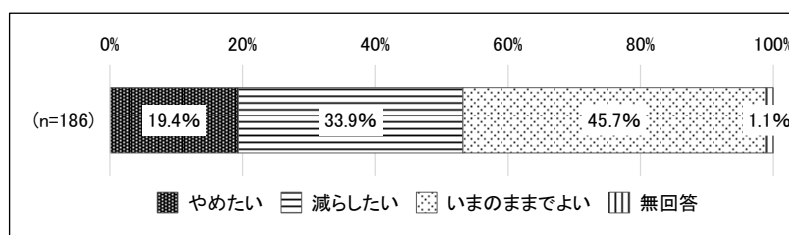
【喫煙状況】

「吸ったことがない」の割合が56.6%と最も高くなっています。また、喫煙率は13.8%となっています。



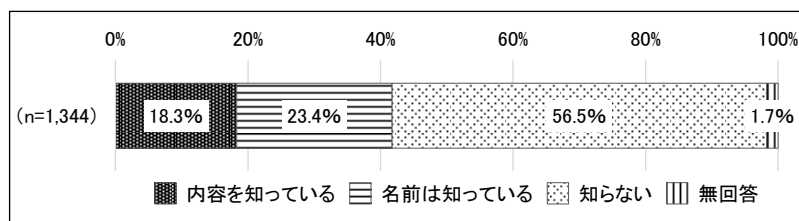
【今後、たばこをやめたい、減らしたいと思うか(喫煙者のみ)】

「いまのままでよい」の割合が45.7%と最も高くなっています。



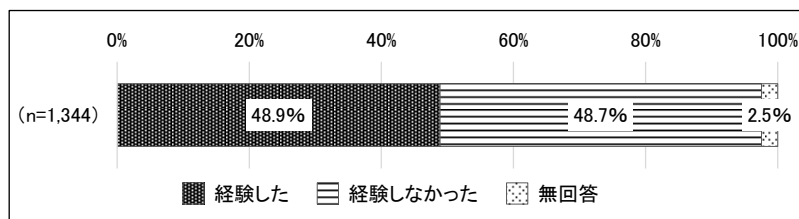
【「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」の認知状況】

「知らない」の割合56.5%と最も高くなっています。



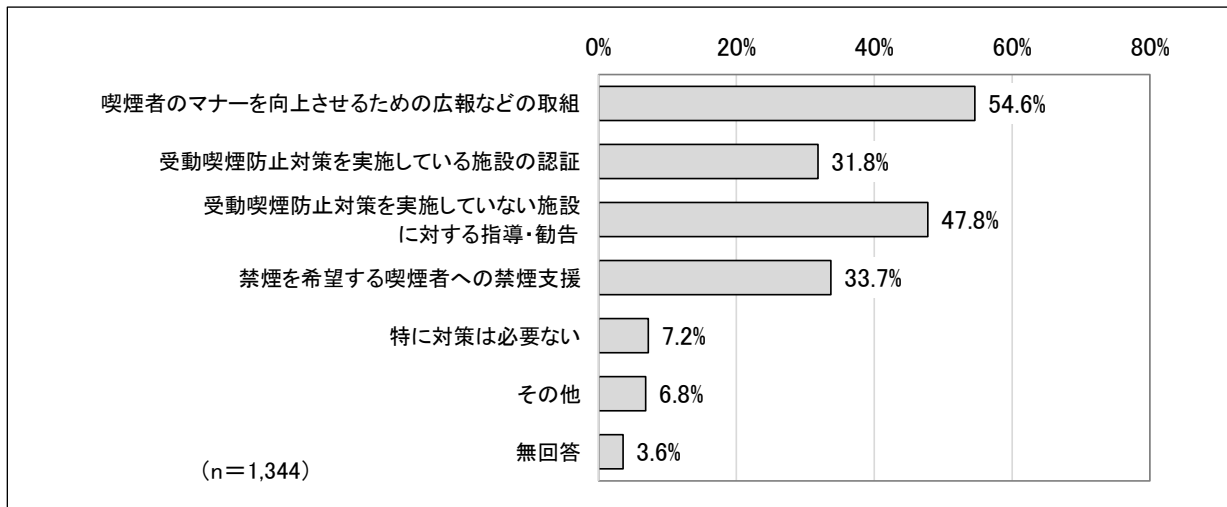
【おおよそ1年の間の受動喫煙経験の有無】

おおよそ1年の間に受動喫煙を経験したかどうかについては、「経験した」の割合が48.9%となっています。



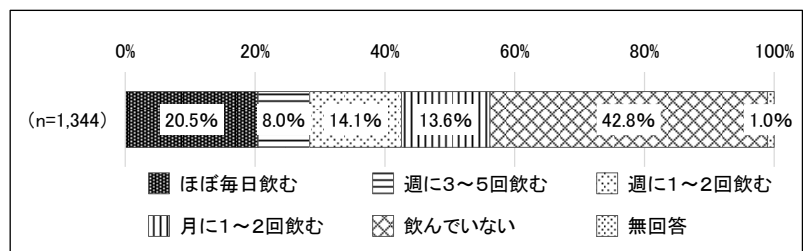
【受動喫煙防止を進めるために、行政が取り組む対策】

「喫煙者のマナーを向上させるための広報などの取組」の割合が 54.6%と最も高くなっています。



【飲酒状況】

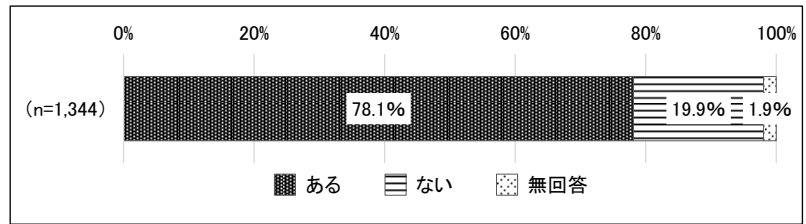
「飲んでいない」の割合が 42.8%と最も高くなっています。



カ. 健康診査・検診

【この1年間における、健康診査・検診の有無】

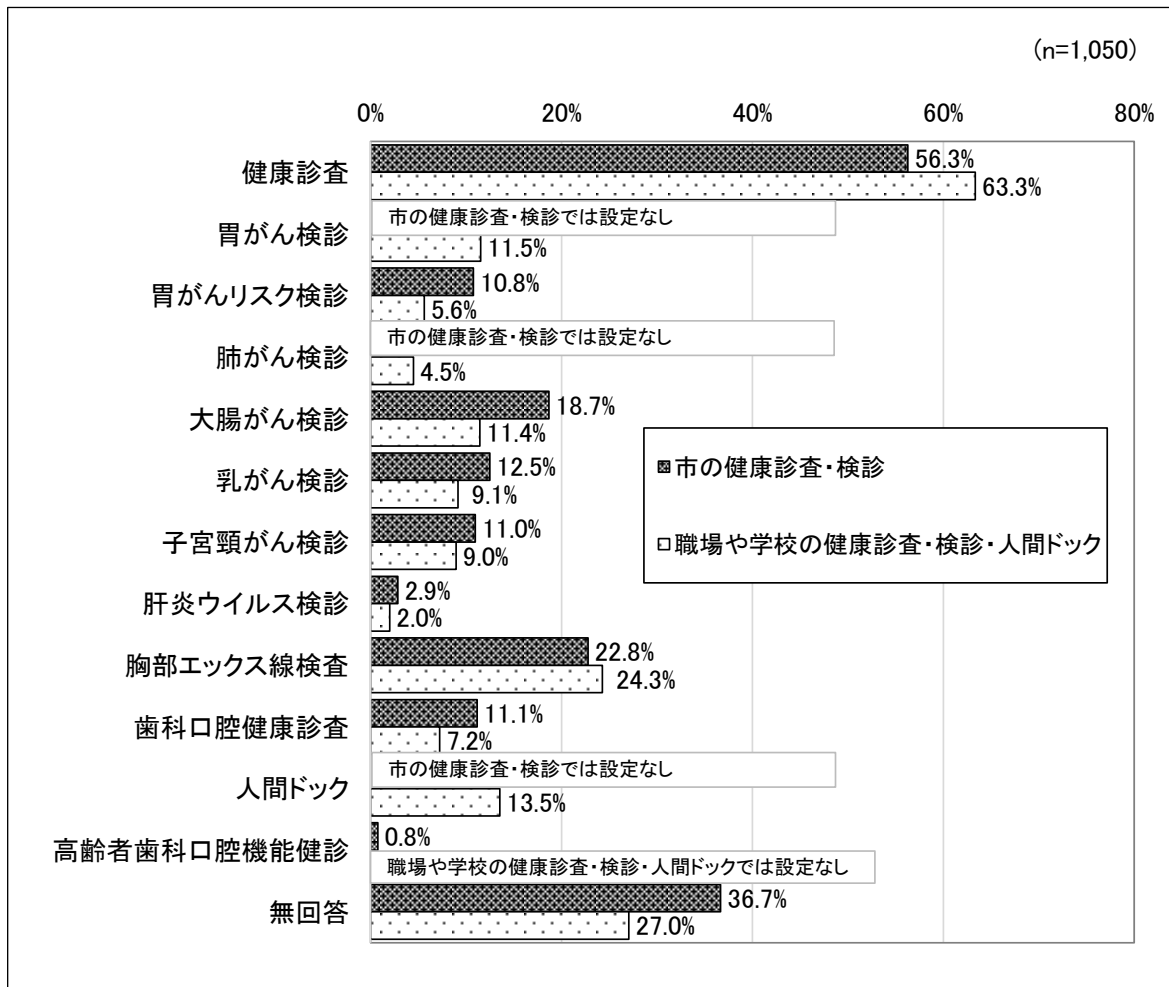
「ある」の割合が 78.1% となっています。



【この1年間に、健康診査・検診を受けた内容】

市の健康診査・検診では、「健康診査」の受診の割合が 56.3%と最も高く、次いで「胸部エックス線検査」となっています。

また、職場や学校の健康診査・検診・人間ドックでは、「健康診査」の受診の割合が 63.3%と最も高くなっています。

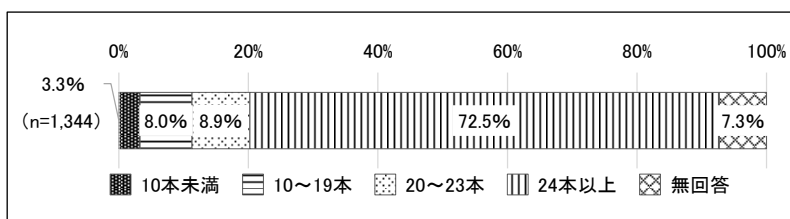


キ. 歯の健康

【歯の本数】

「24 本以上」の割合が 72.5%と最も高くなっています。平均の歯の本数は 24.7 本です。

性別・年齢別では、歯の本数は、特に 60 代以降の男性で少なくなっています。



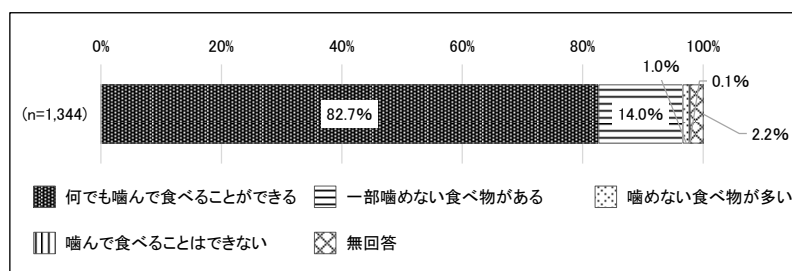
歯の本数(性別・年齢別)

単位：%

区分	回答者数	10本未満	10~19本	20~23本	24本以上	無回答	平均歯の本数	
全体	1,344人	3.3	8.0	8.9	72.5	7.3	24.7本	
男性	合計	587人	4.6	9.9	10.6	69.2	5.8	24.0本
	10・20代	57人	0.0	0.0	0.0	93.0	7.0	28.2本
	30代	45人	0.0	0.0	2.2	97.8	0.0	27.4本
	40代	85人	1.2	3.5	2.4	88.2	4.7	26.7本
	50代	124人	0.8	5.6	9.7	76.6	7.3	25.5本
	60代	114人	5.3	15.8	16.7	57.9	4.4	22.4本
	70代	160人	11.9	18.8	16.9	45.0	7.5	20.1本
女性	合計	748人	2.3	6.6	7.5	75.5	8.2	25.2本
	10・20代	83人	0.0	0.0	0.0	95.2	4.8	27.7本
	30代	70人	0.0	0.0	2.9	97.1	0.0	27.7本
	40代	134人	0.7	0.0	6.0	87.3	6.0	27.0本
	50代	152人	0.0	3.3	6.6	77.6	12.5	26.0本
	60代	124人	0.8	12.1	8.9	71.0	7.3	24.5本
	70代	182人	7.7	15.9	13.7	51.1	11.5	21.3本

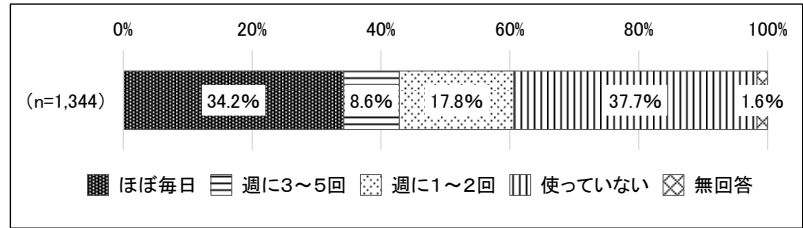
【噛んで食べる時の状態】

「何でも噛んで食べることができる」の割合が 82.7%と最も高くなっています。



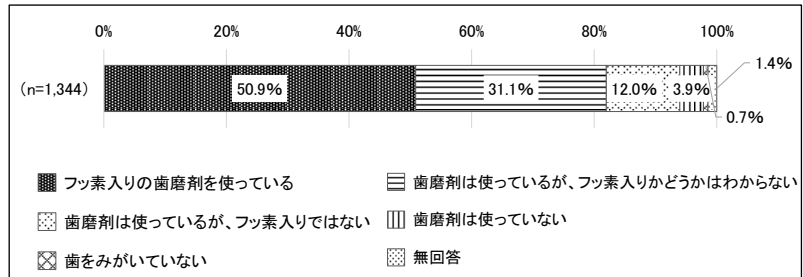
【デンタルフロスや歯間ブラシの使用状況】

「使っていない」の割合が37.7%と最も高くなっています。



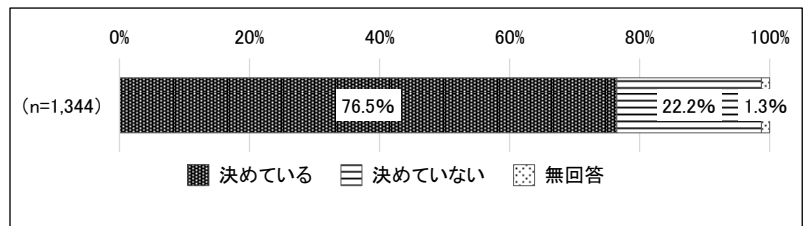
【フッ素入りの歯磨剤の利用状況】

「フッ素入りの歯磨剤を使っている」の割合が50.9%と最も高く、次いで「歯磨剤は使っているがフッ素入りかどうかはわからない」が31.1%となっています。



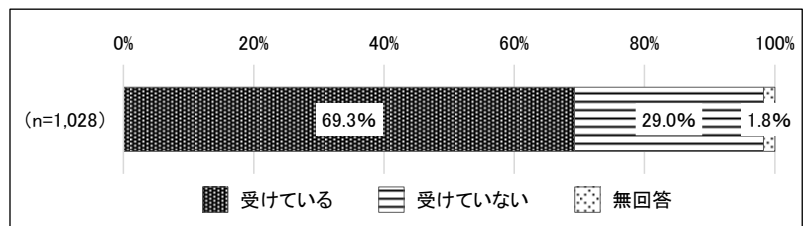
【かかりつけ歯科医院の有無】

「決めている」の割合が76.5%となっています。



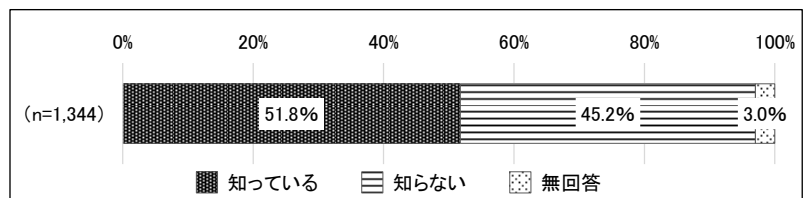
【かかりつけ歯科医院を決めている人のうち定期健診または予防処置を受けている割合】

「受けている」の割合が69.3%となっています。



【歯や入れ歯、舌などを清潔にすることが、誤嚥性肺炎の予防になることの認知状況】

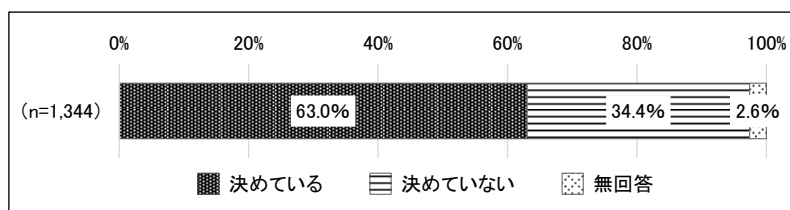
「知っている」の割合が51.8%となっています。



ク. 医療

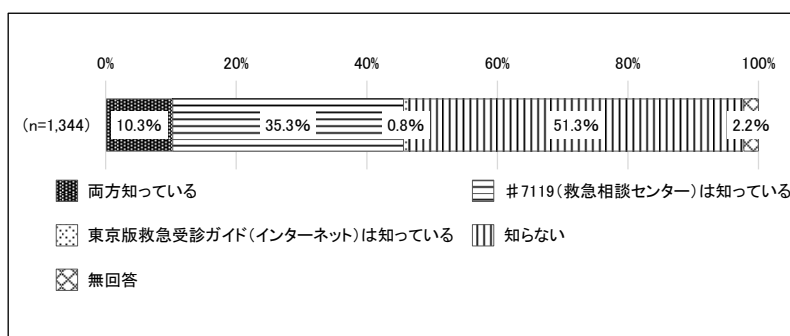
【「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が
63.0%となっています。



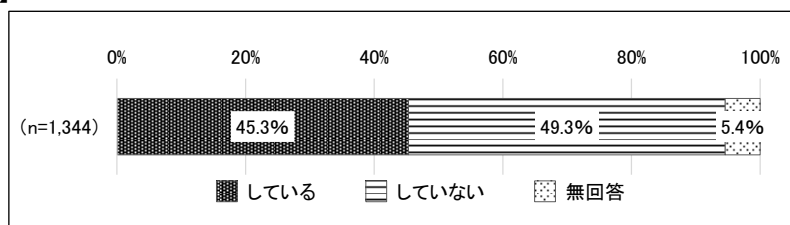
【#7119(救急相談センター)等の認知状況】

「知っている」の割合は
46.4%となっています。



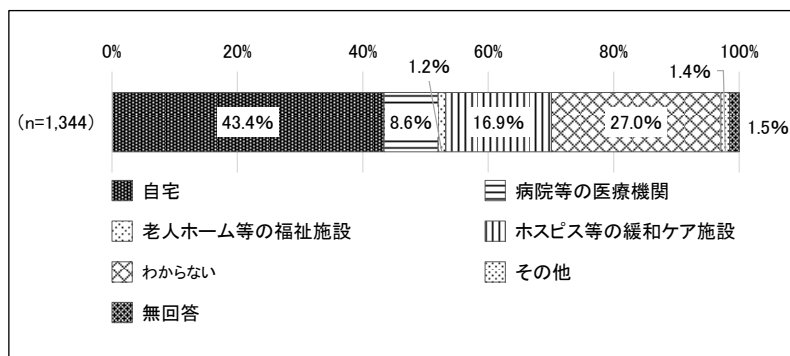
【町田市内の医療機関の満足度】

「していない」の割合が
49.3%となっています。



【治る見込みのない病気になった場合、人生の最期を迎えたい場所】

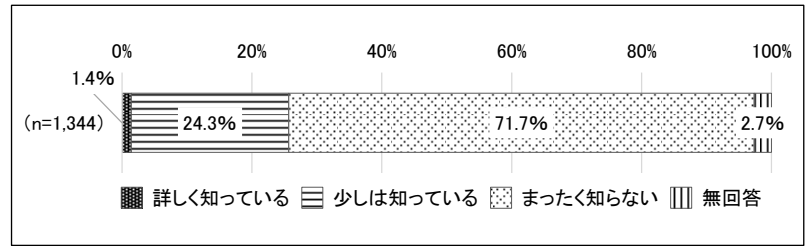
「自宅」の割合が 43.4%と最
も高く、ついで「わからない」が
27.0%となっています。



ケ. 災害時の医療

【災害時の医療体制】

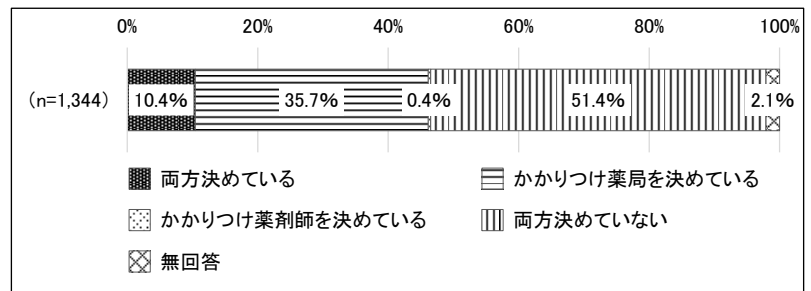
災害時の医療体制について、どの程度知っているかどうかについては、「まったく知らない」の割合が 71.7%と最も高くなっています。



コ. かかりつけ

【「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」の有無】

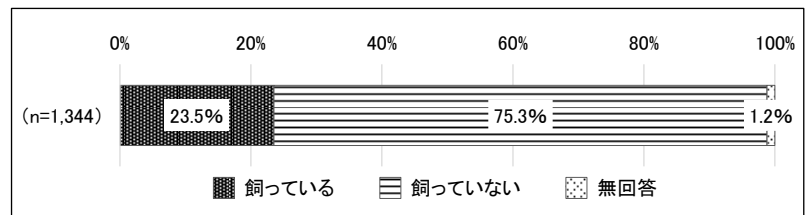
「かかりつけ薬局」または、「かかりつけ薬剤師」を決めているかどうかについては、「両方決めていない」の割合が 51.4%と最も高くなっています。



サ. 動物愛護

【ペットの有無】

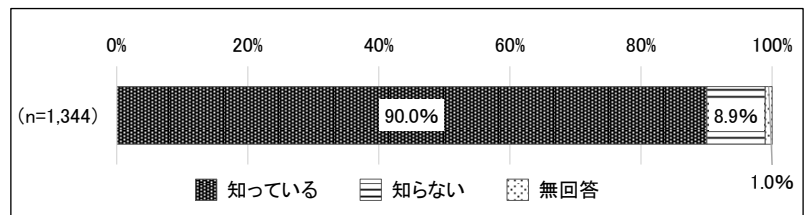
「飼っていない」の割合 75.3%となっています。



シ. その他

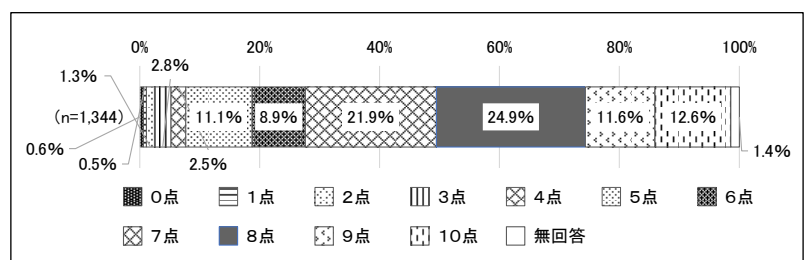
【薬物乱用(大麻や覚せい剤、市販薬の乱用など)問題を知っているか】

「知っている」の割合が 90.0%となっています。



【幸福度(10点満点)】

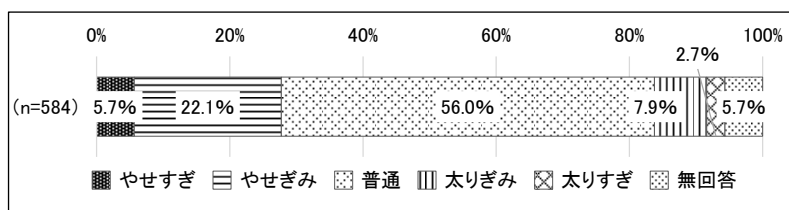
幸福度を 10 点満点とした場合、「8 点」の割合 24.9%と最も高くなっています。なお、平均で 7.2 点となっています。



③青少年

ア. 身長と体重(ローレル指数)

「普通」の割合が 56.0%で最も高く、次いで「やせぎみ」が 22.1%、「太りぎみ」が 7.9%となっています。



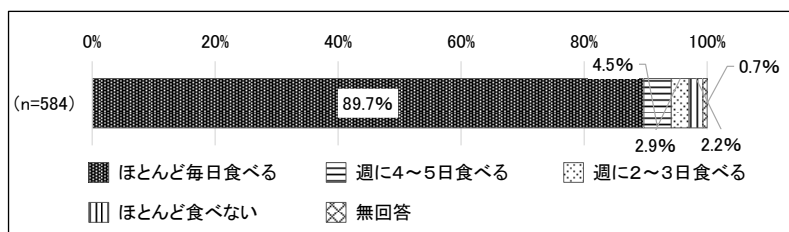
ローレル指数とは、児童・生徒の肥満判定の基準です。
 $\text{「体重(kg)} \div (\text{身長(m)} \times \text{身長(m)} \times \text{身長(m)}) \times 10\text{」}$
 で求められます。

100 未満	: やせすぎ
100 以上 115 未満	: やせぎみ
115 以上 145 未満	: 普通
145 以上 160 未満	: 太りぎみ
160 以上	: 太りすぎ

イ. 子どもの食生活

【子どもの朝食】

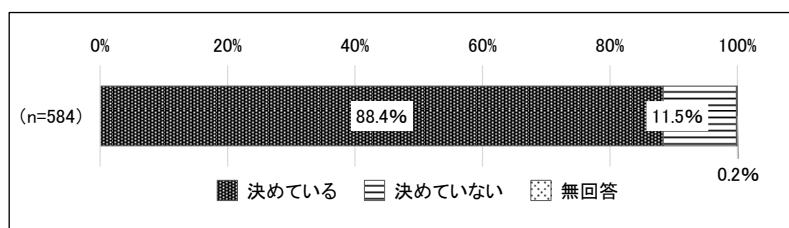
「ほとんど毎日食べる」の割合が 89.7%となっています。



ウ. 歯の健康

【子どもの「かかりつけ歯科医院」の有無】

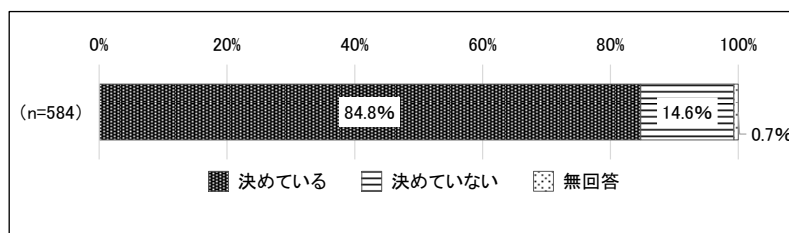
「決めている」の割合が 88.4%となっています。



エ. 医療

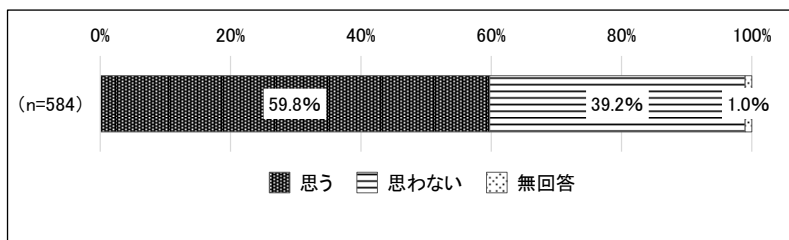
【子どもの「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が 84.8%となっています。



【子どもが急病の場合、町田市内に安心して利用できる医療機関があると思うか】

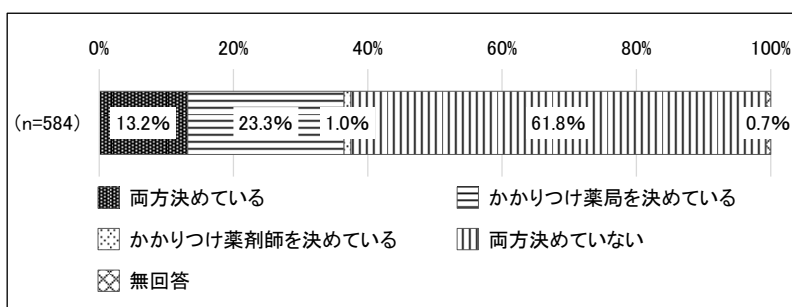
「思う」の割合が 59.8%となっています。



オ. かかりつけ薬局、薬剤師

【子どもの「かかりつけ薬局」または「かかりつけ薬剤師」の有無】

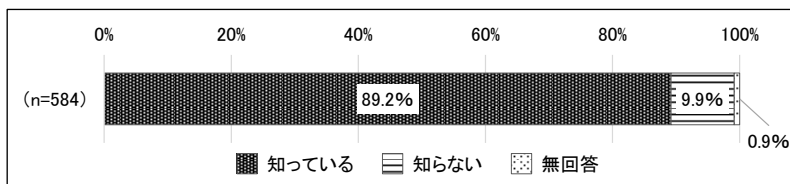
「両方決めていない」の割合が 61.8%と最も高く、次いで「かかりつけ薬局を決めている」が 23.3%となっています。



カ. 薬物乱用問題の認知状況

【薬物乱用問題(大麻や覚せい剤、市販薬の乱用など)の認知状況】

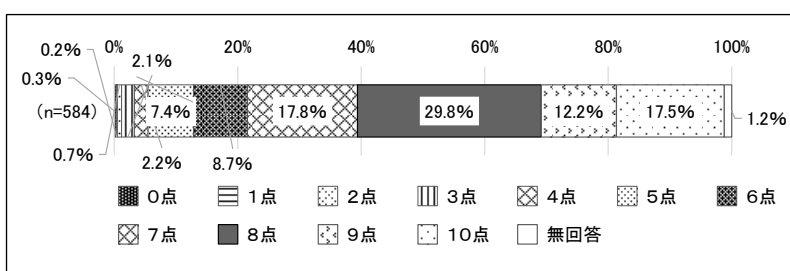
「知っている」の割合が 89.2%となっています。



キ. 幸福度

【幸福度(10点満点)】

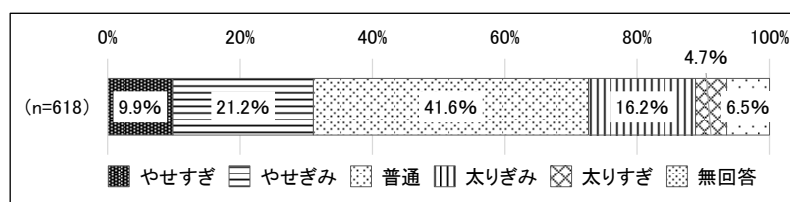
幸福度を10点満点とした場合、「8点」の割合が29.8%と最も高く、次いで「7点」が17.8%、「10点」が17.5%となっています。平均は7.6点となっています。



④未就学児

ア. 身長と体重(カウプ指数)

「あて名のお子さん」の現在の身長、体重から、カウプ指数を求めた結果、「普通」の割合が41.6%と最も高く、次いで「やせぎみ」が21.2%、「太りぎみ」が16.2%となっています。



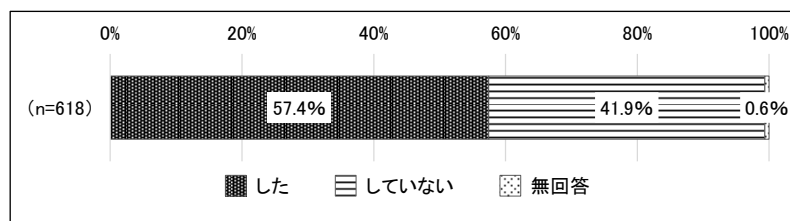
カウプ指数とは、乳幼児の肥満判定の基準です。
 $\text{カウプ指数} = \frac{\text{体重(g)}}{\text{身長(cm)} \times \text{身長(cm)}} \times 10$ で求められます。
 カウプ指数は、子どもの年齢により正常の範囲の基準値が変わりますが、2歳児の場合は以下のようになります。

13.5 未満	: やせすぎ
13.5 以上 15 未満	: やせぎみ
15 以上 17 未満	: 普通
17 以上 18.5 未満	: 太りぎみ
18.5 以上	: 太りすぎ

イ. 子育て

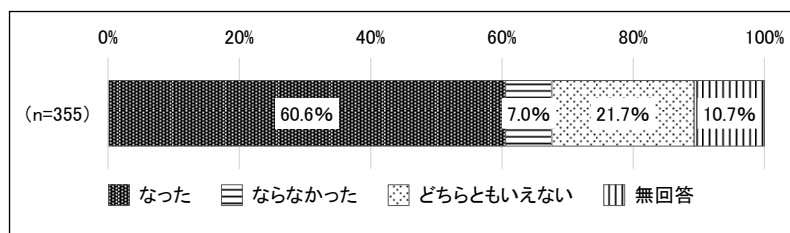
【妊娠中に市(保健所)の保健師等と面接や、相談の有無】

「した」の割合が57.4%、「していない」が41.9%となっています。



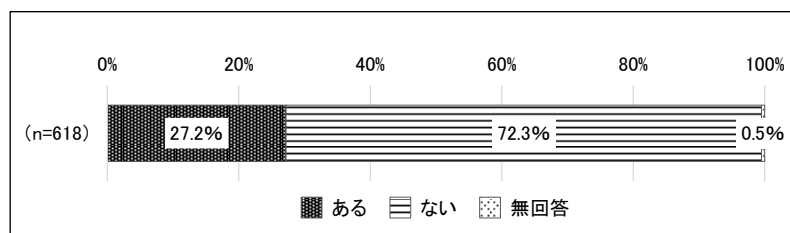
【相談した結果、妊娠中の悩みや不安は軽減したか】

「なった」の割合が60.6%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が21.7%となっています。



【産後うつ、いきすぎたしつけ、自殺を考える等の有無】

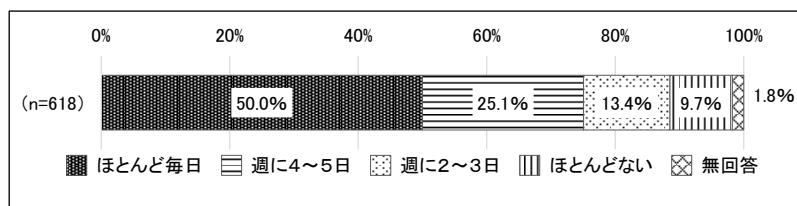
「ない」の割合が72.3%となっています。



ウ. 子どもの食生活

【子どもが1日に2回以上、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度】

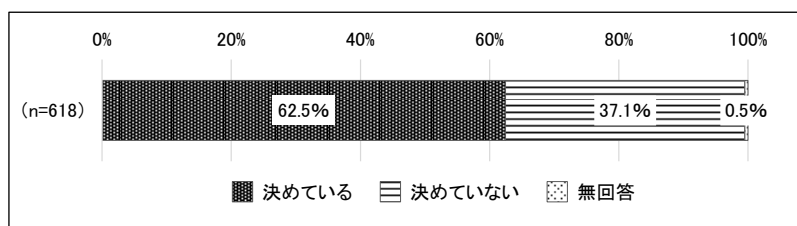
「ほとんど毎日」の割合が50.0%と最も高く、次いで「週に4~5日」が25.1%となっています。



エ. 歯の健康

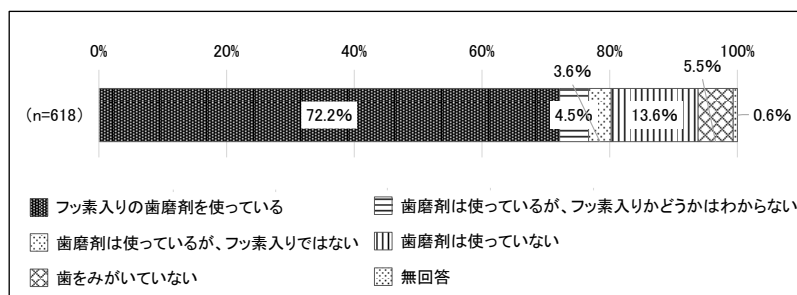
【子どもの「かかりつけ歯科医院」の有無】

「決めている」の割合が62.5%となっています。



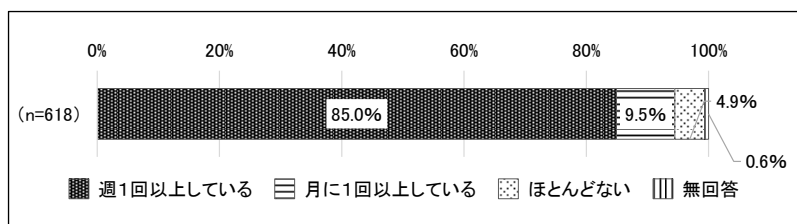
【子どもの歯をみがくときにフッ素入りの歯磨剤の利用の有無】

「フッ素入りの歯磨剤を使っている」の割合が72.2%と最も高くなっています。



【子どもの口の中の観察頻度】

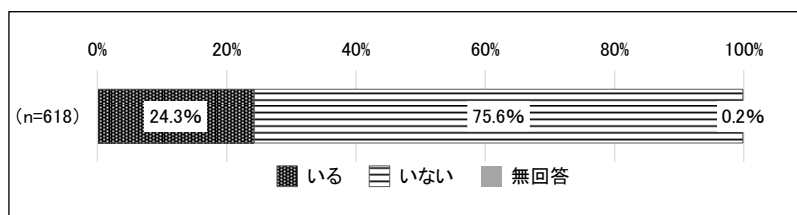
「週1回以上している」の割合が85.0%と最も高くなっています。



オ. たばことアルコール

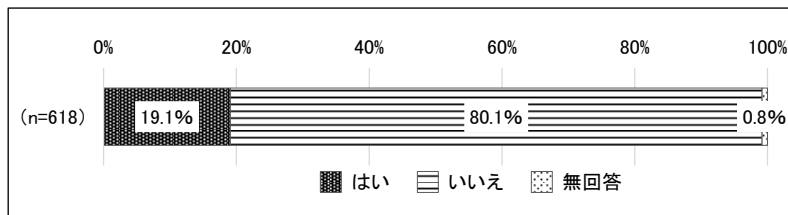
【同居家族における喫煙者の有無】

「いない」の割合が75.6%となっています。



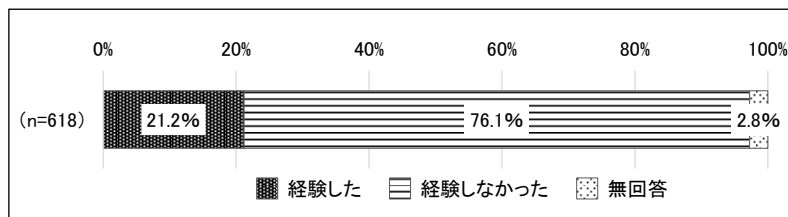
【母親の妊娠中の受動喫煙の経験の有無】

「いいえ」の割合が80.1%となっています。



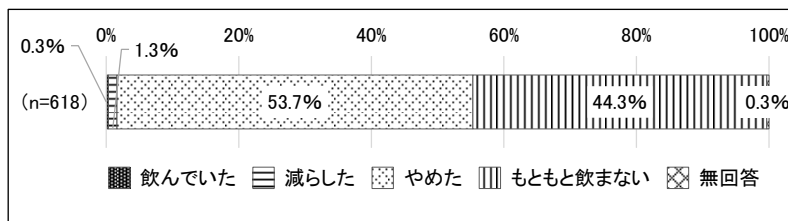
【子どもの受動喫煙の経験の有無(一年の間)】

「経験しなかった」の割合が76.1%となっています。



【母親の妊娠中の飲酒の状況】

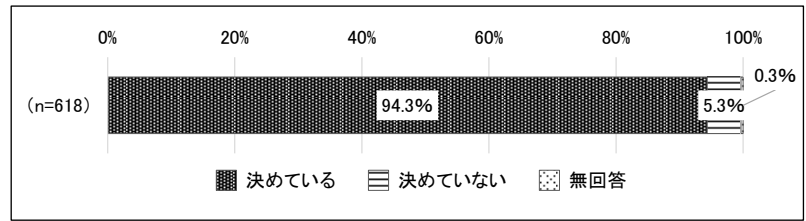
「やめた」の割合が53.7%と最も高く、次いで「もともと飲まない」が44.3%となっています。



カ. 医療

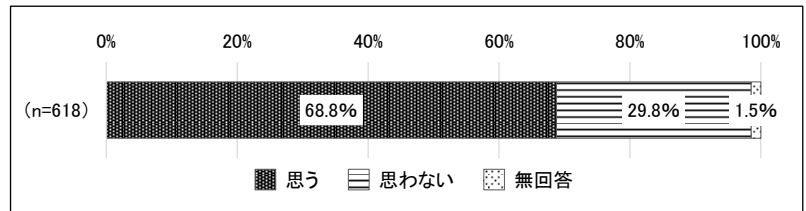
【子どもの「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が
94.3%となっています。



【子どもが急病の場合に町田市内に安心して利用できる医療機関があると思うか】

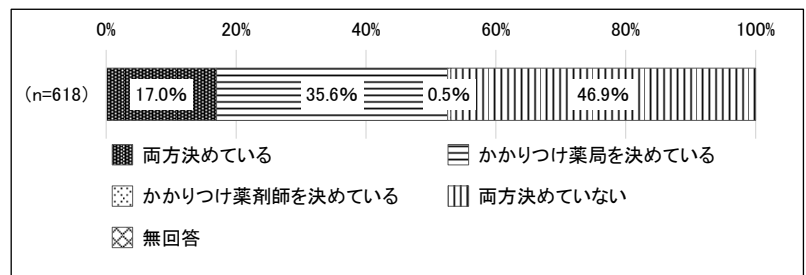
「思う」の割合が68.8%となっ
ています。



キ. かかりつけ薬局、薬剤師

【子どもの「かかりつけ薬局」または、「かかりつけ薬剤師」を決めているか】

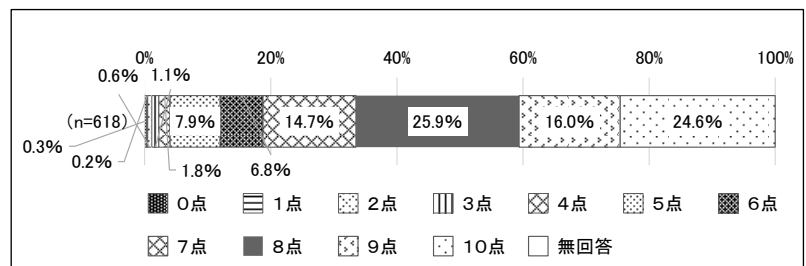
「両方決めていない」の割合が
46.9%と最も高く、次いで
「かかりつけ薬局を決めている」
が35.6%となっています。



ク. 幸福度

【幸福度(10点満点)】

幸福度を10点満点とした場合、
何点になるかについては、「8点」
の割合が25.9%と最も高く、
次いで「10点」が24.6%とな
っています。平均は7.9点とな
っています。



3 用語解説

か行

飼い主のいない猫との共生モデル地区制度 【P38,P103】

飼い主のいない猫の被害にお困りの地域の方々が主体となり、地域に生息する猫を管理しながら、不妊・去勢手術を行い、徐々に猫の数を減らしていく取組。市では、活動団体を「飼い主のいない猫との共生モデル団体」に指定し、不妊・去勢手術費用の補助を行うなど、活動の支援を行っている。

環境衛生関係法令 【P105】

生活衛生関係営業法令である理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法及び興行場法その他、生活衛生課が所管する水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、住宅宿泊事業法、墓地埋葬等に関する法律、町田市プールの衛生管理等に関する条例、町田市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例、町田市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱をいう。

感染防止対策地域連携会議 【P99】

感染防止対策加算1(診療報酬施設基準13項目を満たしている医療機関)の届出を行っている医療機関が主催する会議に、感染防止対策加算2(診療報酬施設基準12項目を満たしている医療機関)の届出を行っている医療機関が参加する会議。

希死念慮 【P90】

自殺念慮とほぼ同一の思考内容をさす。

これらの意味の差異としては、自殺念慮の場合、強い感情を伴った自殺に対する思考あるいは観念が精神生活全体を支配し、それが長期にわたって持続するのに対し、希死念慮では、思考あるいは観念として散発的に出現する場合を指すことが通例であり、「消えてなくなりたい」、「楽になりたい」などが希死念慮の具体的な表現型である。

健康危機 【P15,P36,P99 など】

不特定多数の国民に健康被害が発生または拡大する可能性がある場合に公衆衛生の確保という観点から対応が求められる事態。

健康寿命 【P8,P16,P19】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

健康づくり推進員 【P28,P29,P69 など】

市職員と協力しながら地域の健康づくり推進のために活動する市民。ウォーキングや料理教室、骨密度測定などの健康チェック等様々な活動をとおして、市民の健康づくりの意識を高め、地域の健康づくり活動を支え、健康づくりの輪を広げることを目指す。任期は2年間。町内会・自治会の推薦に基づき、町田市長が委嘱する。

誤嚥性肺炎 【P32,P132】

口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが気管に入り(誤嚥)、そのために生じた肺炎。

さ行

自死遺族 【P40,P87,P91 など】

自殺により親族を亡くした遺族のこと。

なお、本計画においては、特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター「「自死・自殺」の表現に関するガイドライン」を踏まえ、本項目においてのみ、「自死」の文言を用いている。

自傷他害 【P91】

自傷とは主として自己の生命・身体を害する行為を言い、単に浪費や自己の所有物の損壊などの行為は含まない。他害とは、他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす場合と決められている。

食育 【P9,P16,P27 など】

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食品衛生監視指導計画 【P37,P103,P104】

食品衛生に関する監視指導を効率的かつ効果的に実施するために、立入検査や講習会等の実施内容、関係機関との連携などを具体的に記載した食品衛生法第24条に基づき毎年度策定している計画。

新型インフルエンザ 【P10,P15,P100】

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新興感染症 【P8,P54,P99 など】

新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

スクールカウンセラー 【P88,P89】

いじめ、不登校等の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方などに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士等の資格を有する専門職。

スクールソーシャルワーカー 【P89】

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働き掛け、専門機関と連携を図った支援をする社会福祉の専門的な知識や技術を有する者。

生活衛生営業施設 【P37】

理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法及び興行場法に定める施設のこと。

ソーシャルサポート 【P91】

社会的関係の中でやりとりされる支援。

た行

地域福祉コーディネーター 【P85】

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職。

特定給食施設 【P30,P31,P46】

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの。1回100食又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

特定建築物 【P37】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定されている事務所、旅館など特定用途に利用される部分が一定面積以上の建築物。

は行

8020運動 【P32】

1989年から厚生労働省と日本歯科医師会が推奨している「80歳になっても20本以上の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足できるといわれ、「生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めた運動。

ひきこもり 【P27,P82,P94 など】

様々な要因の結果として社会参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭内にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

フレイル 【P70】

加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。

平均寿命 【P19】

0歳における平均余命。

ま行

町田を元気にするトレーニング(町トレ)事業 【P30,P31,P69】

体力に自信のある方から、少し自信のない方まで、どなたでも取り組めるトレーニング。30分程度でストレッチや筋トレを行うプログラム。

メタボ 【P30】

内臓脂肪蓄積に加えて、空腹時血糖や血清脂肪(HDL コレステロールと中性脂肪)・血圧が一定以上の値を示している状態をいい、メタボリックシンドローム又は内臓脂肪症候群のこと。

メンタルヘルス 【P89,P91,P92】

こころの健康。

や行

野菜摂取量 【P30,P46】

厚生労働省が推進する健康づくり運動「健康日本21(第三次)」では、健康増進の観点から1日350g以上の野菜を食べることを目標にしている。また、国では、「野菜料理の小鉢を1日5つ」摂取することで1日に必要な野菜350gを摂取できるとしている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス 【P92】

仕事と生活の調和。

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

A～Z

COPD(慢性閉塞性肺疾患) 【P30,P68,P73,P128 など】

主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として緩徐に呼吸障害が進行する。かつて肺気腫、慢性気管支炎と称されていた疾患が含まれている。

CPIコード 【P32】

地域歯周疾患指数。1982年にWHOが作成した地域の歯周疾患の状態を示す指標で、国内外で広く用いられている。

DV(ドメスティック・バイオレンス) 【P89】

配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人(または親密な関係にあった人)からの暴力のこと。

MR1期 【P28】

麻しん(はしか)と風しんの混合ワクチンで、予防接種法に規定されている定期予防接種として、1歳以上2歳未満の時期に1回実施。(なお、MR2期は小学校就学前の1年間で1回実施。)

NCD(非感染性疾患) 【P27,P30,P31】

不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などが原因で、生活習慣改善により予防可能な疾患。心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患などが主なもので、まとめて「NCDs」とも言われている。

SNS 【P31,P56,P86 など】

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、Web上で社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

4 附属機関・懇談会

(1) 町田市保健所運営協議会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市保健所条例〉

平成 22 年 12 月 28 日
条例第 35 号

保健所保健総務課
(設置)

第 1 条 地域保健対策の総合的な推進に寄与し、市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、町田市を所管区域とする保健所(以下「保健所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保健所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市保健所

位置 町田市森野二丁目 2 番 22 号

(平 27 条例 12・一部改正)

(使用料等)

第 3 条 市長は、保健所の施設の利用又は保健所において行う業務について、地域保健法施行令(昭和 23 年政令第 77 号)第 8 条第 1 項各号に掲げる場合は、使用料、手数料又は治療料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたところにより算定した額に 100 分の 80 を乗じて得た額の範囲内で、町田市規則(以下「規則」という。)で定める額とする。

3 前項の規定により使用料等を算定することができない場合における使用料等の額は、実費に相当する額を勘案して市長が別に定める。(使用料等の徴収)

第 4 条 使用料等は、保健所の施設の利用又は保健所において行う業務の際に納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予することができる。

(使用料等の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第 6 条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保健所運営協議会)

第 7 条 地域保健法第 11 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、町田市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 27 条例 12・追加)

(組織)

第 8 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) 市民団体の代表 2 人以内
- (3) 保健医療関係団体の代表 5 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3 人以内

(平 27 条例 12・追加)

(任期)

第 9 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

(平 27 条例 12・追加)

(会長等)

第 10 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 27 条例 12・追加)

(会議)

第 11 条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(平 27 条例 12・追加)

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 27 条例 12・旧第 7 条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 町田市職員定数条例(昭和 36 年 3 月町田市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする

- (1) 市長の事務部局の職員 1,947 人
 - (2) 病院事業の職員 634 人
 - (3) 議会の事務局の職員 17 人
 - (4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員 496 人
 - (5) 選挙管理委員会の事務局の職員 9 人
 - (6) 農業委員会の事務局の職員 5 人
 - (7) 監査委員の事務局の職員 8 人
- 合計 3,116 人

附 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

〈委員名簿〉

区分	氏名	役職等
学識経験者	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
	堀内 清華	山梨大学大学院総合研究部疫学・環境医学講座助教
	中川 種栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
	調所 勝弘	昭和女子大学食健康科学部管理栄養学科教授
医療関係 団体の代表	林 泉彦 (2023年6月まで) 山下 弘一 (2023年6月から)	一般社団法人 町田市医師会 会長
	長崎 敏宏	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 会長
	関根 克敏 (2023年5月まで) 佐藤 康行 (2023年5月から)	一般社団法人 町田市薬剤師会 会長
	羽太 真由美	東京都獣医師会町田支部 支部長
	金崎 章	町田市民病院 院長
市民団体 からの選出	渡辺 綱市	町田市民生委員・児童委員協議会町田第二地区会長
	川畑 一隆	町田市町内会・自治会連合会 副会長
関係行政 機関の代表	島貫 匡 (2023年8月まで) 川崎 和己 (2023年8月から)	警視庁町田警察署 署長
	小宮山 文彦 (2023年8月まで) 今村 輝明 (2023年8月から)	警視庁南大沢警察署 署長
	山崎 純一	東京消防庁町田消防署 署長

(2) 自殺対策推進委員会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市自殺対策推進委員会設置要綱〉

平成29年10月1日
保健所健康推進課

附 則

- 1 この要綱は、2017年10月1日から施行する。
- 2 町田市自殺総合対策連絡協議会設置要綱(2014年3月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

第1 設置

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に資するため、町田市自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1)町田市自殺総合対策基本方針に定める施策に関すること。
- (2)自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長

- 1 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、保健所健康推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

別表(第3関係)

- 学識経験を有する者 2人以内
自死遺族支援団体の代表 1人
自殺対策推進団体の代表 1人
八王子労働基準監督署町田支署の代表 1人
町田公共職業安定所の代表 1人
町田警察署の代表 1人
南大沢警察署の代表 1人
町田消防署の代表 1人
町田市民生委員・児童委員協議会の代表 1人
一般社団法人町田市医師会の代表 1人
公益社団法人町田市歯科医師会の代表 1人
一般社団法人町田市薬剤師会の代表 1人
社会福祉法人町田市社会福祉協議会の代表 1人
町田商工会議所の代表 1人
町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
町田市立小学校の代表 1人
町田市立中学校の代表 1人

〈委員名簿〉

区分	氏名	役職等
学識経験を有する者	秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
	稲田 健	北里大学医学部 精神科学 教授
自死遺族支援団体の代表	秋田 整	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
自殺対策推進団体の代表	早借 洋一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 理事長
八王子市労働基準監督署 町田支署の代表	飯島 康貴	八王子労働基準監督署町田支署 監督・安衛課長
町田公共職業安定所の代表	菅沼 昭彦	町田公共職業安定所 次長
町田警察署の代表	木崎 浩治	警視庁町田警察署 生活安全課長
南大沢警察署の代表	松村 憲治	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
町田消防署の代表	渡邊 豊	町田消防署 警防課長
町田市民生委員・児童委員 協議会の代表	藤嶋 善子	町田市民生委員児童委員協議会 地区会長
一般社団法人 町田市医師会の代表	中川 種栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
公益社団法人 町田市歯科医師会の代表	戸羽 一	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 副会長
一般社団法人 町田市薬剤師会の代表	安岡 史紀	一般社団法人 町田市薬剤師会 理事
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会の代表	北澤 英明	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
町田商工会議所の代表	青木 旦美	町田商工会議所 女性会 副会長
町田市町内会・自治会連合会 の代表	中 一登	町田市町内会・自治会連合会 副会長
町田市立小学校の代表	山中 朗	町田市公立小学校長会 町田市立つくし野小学校長
町田市立中学校の代表	工藤 憲治	町田市公立中学校長会 町田市立堺中学校長

(3) 町田市食育推進委員会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市食育推進委員会設置要綱〉

平成 24年11月1日
保健所保健予防課

第1 設置

食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び推進に資するため、町田市食育推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員19人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として4回を限度とする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2012年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

別表(第3関係)

学識経験を有する者 1人
一般社団法人町田市医師会の代表 1人
公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表 1人
町田市法人立保育園協会の代表 1人
町田市私立幼稚園協会の代表 1人
町田市公立小学校校長会の代表 1人
町田市公立中学校校長会の代表 1人
市内の高等学校の教諭の代表 1人
市内の小学校の栄養教諭の代表 1人
市内の大学の教員の代表 1人
町田市農業協同組合の代表 1人
市内の農業者の代表 1人
町田商工会議所の代表 1人
東京都町田食品衛生協会の代表 1人
町田集団給食研究会の代表 1人
町田地域活動栄養士会の代表 1人
町田市観光コンベンション協会の代表 1人
町田市立小・中学校の児童、又は生徒の保護者 2人以内

〈委員名簿〉

区 分	氏 名	団体名等(所属)
学識経験を有する者	調所 勝弘	昭和女子大学 教授
一般社団法人町田市医師会の代表	五十子 桂祐	医療法人社団創生会 町田病院 院長
公益社団法人 東京都町田市歯科医師会の代表	戸羽 一	戸羽歯科医院 院長
町田市法人立保育園協会の代表	千葉 勢子	井の花保育園 園長
町田市私立幼稚園協会の代表	大崎 志保	学校法人正和学園 幼保連携型認定こども園 正和幼稚園 園長
町田市公立小学校校長会の代表	岩崎 直美	町田市立高ヶ坂小学校 校長
町田市公立中学校校長会の代表	矢島 加都美	町田市立真光寺中学校 校長
市内の小学校の栄養教諭の代表	進藤 悠	町田市立鶴川第三小学校 栄養教諭
市内の高等学校の教諭の代表	浦嶋 澄香	東京都立町田総合高等学校 教諭
市内の大学の教員の代表	米澤 加代	東京家政学院大学 准教授
町田市農業協同組合の代表	新倉 敏和	町田市農業協同組合 経済部長
市内の農業者の代表	佐藤 孝一	町田市農業協同組合 野菜部会長
町田商工会議所の代表	松井 大輔	株式会社山路フードサービス 代表取締役
東京都町田食品衛生協会の代表	竜崎 常明	学校法人榎本学園 町田調理師専門学校 調理技術部
町田集団給食研究会の代表	栗原 慶史	医療法人社団三友会 あけぼの病院 管理栄養士
町田地域活動栄養士会の代表	村上 律子	町田地域活動栄養士会 会長
町田市観光コンベンション協会の代表	亀田 文生	町田市観光コンベンション協会 事務局長
町田市公立小学校 PTA 連絡協議会の代表 ※	大野 薫里	鶴川第一小学校 PTA 会長
町田市立中学校 PTA 連合会 の代表 ※	竹下 幸子	小中一貫ゆくのき学園保護者と教職員の会 会長

※設置要綱では、「町田市立小・中学校の児童、又は生徒の保護者」にあたる区分。

5 「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」検討経過

名称	開催日	主な議題
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第1回)	2022年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定に関すること 諮問 ・町田市民の保健医療意識調査について ・これまでの新型コロナウイルス感染症の対応について
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第2回)	2022年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・各課事業の2021年度実績報告及び2022年度事業計画 ・まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の進捗状況について ・保健医療意識調査結果の速報 ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の体系図案
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第3回)	2023年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の体系と考え方 ・町田市民の保健医療意識調査結果の概要 ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の目指す姿と取り組みの方向性
町田市保健所運営協議会 (2023年度 第1回)	2023年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の素案について
町田市保健所運営協議会 (2023年度 第2回)	2024年 2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に係るパブリックコメントの結果について ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の原案について
市長への答申	2024年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定に関すること 答申

6 パブリックコメントの概要

「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定にあたり、計画(素案)に対する市民の皆さんのご意見を募集しました。寄せられたご意見は、本計画の策定及び今後の事業実施にあたっての参考としました。

① 募集期間

2023年12月15日(金曜日)から2024年1月15日(月曜日)

② 意見の募集方法

○「広報まちだ12月15日号」に概要掲載

○「町田市公式ホームページ」に内容掲載

○下記窓口での資料配布

保健総務課(市庁舎7階)、市政情報課(市庁舎1階)、広聴課(市庁舎1階)、保健所中町庁舎、健康福祉会館、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各連絡所、各市民センター、各市立図書館、町田市民文学館

③ お寄せいただいた意見の件数・内訳

10名の方から17件のご意見が寄せられました。

○寄せられたご意見の内訳

項目	件数
計画統合について	1件
施策について	
目標 1-2 からだの健康を支えるまち	7件
目標 1-3 食で健康を支えるまち	3件
目標 2-1 安心できる地域医療があるまち	3件
目標 2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち	1件
目標 2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち	2件
合計	17件

7 関係法令(抜粋)

(1) 健康増進法 第8条

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(2) 食育基本法 第18条

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(3) 自殺対策基本法 第13条第2項

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(4) 地域保健法 第5条～第7条、第11条

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

○2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百八条第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

まちだ健康づくり推進プラン 24-31

発行年月 2024年3月

発行 町田市保健所保健総務課
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
電話 042-724-4241

刊行物番号 23-62

印刷者名 株式会社地域計画連合

／ なんだ かんた ！

